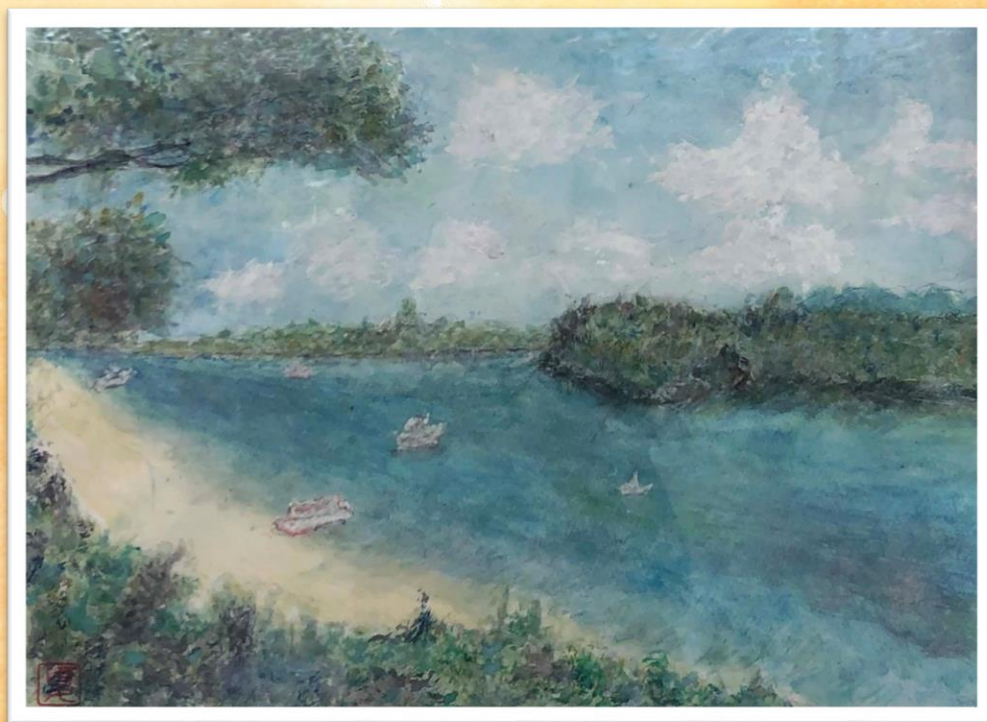


第5次石垣市障がい者福祉計画
第6期石垣市障害福祉計画・第2期石垣市障害児福祉計画

ていだプラン



令和3年 3月
沖縄県 石垣市

【解説】

『ていだ』は沖縄方言で『太陽』のことです。

○だれにも分け隔てなく、温かく優しい光を照らし続けてくれる太陽のように、すべての人々が「共に生き活きと暮らせる社会」づくりを目指します。

○明るい希望をイメージする太陽のように、すべての人々が輝き「共に活動し、共に自立できる社会」づくりを目指します。

表紙挿絵

第6回八重山地区障がい者美術展

作品名：『川平湾』

作 者：伊礼 夏夫

はじめに

本市では、障害者基本法に基づく「第5次石垣市障がい者福祉計画」及び障害者総合支援法並びに児童福祉法に基づく「第6期石垣市障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定しました。



策定にあたっては、障害者総合支援法及び児童福祉法並びに近年の障がい者福祉の動向を踏まえ、「計画の目標像」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本理念を実現するため、障がい者、障がい児の地域生活を支援するサービスの基盤整備等についての目標を設定するとともに、サービスの提供体制が計画的に確保されることを目的としています。

障がいのある人もない人も、お互いを理解し、違いを認めあい、それぞれの人格と個性を尊重する共生社会の実現並びに自己選択と自己決定により自分らしく社会生活を営むことができる社会の実現に向け「三共（ともに）の心でつくる、ゆめみらい・いしがき」の基本理念と整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ってまいります。

結びに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、障がい者の生活に大きな影響を与えると共に、各種障がい福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。本計画の策定にあたり、ご審議いただきました「石垣市障がい者福祉計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、各アンケート調査等で貴重なご意見やご提言をいただきました市民、障がい者団体、関係事業者等の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和3年3月

石垣市長 中山 義隆

目次

序章 計画策定の前提	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間の考え方	4
4. 計画の策定体制	4
第1章 計画の取り組み状況等について	5
1. 施策の評価	5
2. 重点施策の取り組み状況	6
3. 計画見直しに向けて	6
第2章 計画の基本的な考え方	15
1. 計画の基本理念	15
2. 各施策に共通する横断的な視点	15
3. 基本目標	17
4. 施策の体系	18
第3章 施策の展開	19
第4章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画	37
1. 国の基本的な考え方	37
2. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の評価	38
3. 成果目標の設定(令和5年度末の目標)	46
4. 障がい福祉サービス等見込み量	52
5. 地域生活支援事業	57
6. 子ども・子育て支援に関わる体制の構築	61
第5章 計画推進にあたって	63
■資料編	65

序章 計画策定の前提

1. 計画策定の趣旨

本計画は、国や県における障がい福祉の動向等を踏まえつつ、「三共（ともに）の心でつくる、ゆめみらい・いしがき」の基本理念の実現を目的としています。地域社会の変化やアンケート等に基づくニーズ把握に努め、障がいの有無を問わず互いに尊重し合い、全ての市民が地域社会の一員としてあらゆる分野に参加ができる共生社会に向けた多様な施策を位置づけるものとします。

国、県における障害者福祉施策の主な動向	石垣市障がい者福祉計画 障害福祉計画・障害児福祉計画
平成 21 年度	<div style="text-align: right; margin-right: 100px;">第2期障害福祉計画</div>
平成 22 年度 「障害者自立支援法」の一部改正	<div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">第3次障がい者福祉計画</div>
平成 23 年度 「障害者基本法」の一部改正	<div style="text-align: center;">↓</div>
平成 24 年度 「障害者虐待防止法」の施行	<div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">第3期障害福祉計画</div>
平成 25 年度 「障害者自立支援法」が 「障害者総合支援法」へ名称変更 「障害者差別解消法」の成立	<div style="text-align: center;">↓</div>
平成 26 年度 「沖縄県共生社会条例」施行	<div style="text-align: center;">↓</div>
平成 27 年度	<div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">第4次障がい者福祉計画</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">第4期障害福祉計画</div>
平成 28 年度 「障害者差別解消法」施行	<div style="text-align: center;">↓</div>
平成 29 年度	<div style="text-align: center;">↓</div>
平成 30 年度 「障害者文化芸術推進法」施行	<div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画</div>
令和元年度	<div style="text-align: center;">↓</div>
令和2年度	<div style="text-align: center;">↓</div>
令和3年度	<div style="text-align: center;">↓</div> <div style="text-align: center;">第5次障がい者福祉計画 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画</div>

2. 計画の位置づけ

(1)第5次障がい者福祉計画と第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の関係

①第5次障がい者福祉計画

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者のための施策を推進する上での基本事項を定める計画となります。

障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

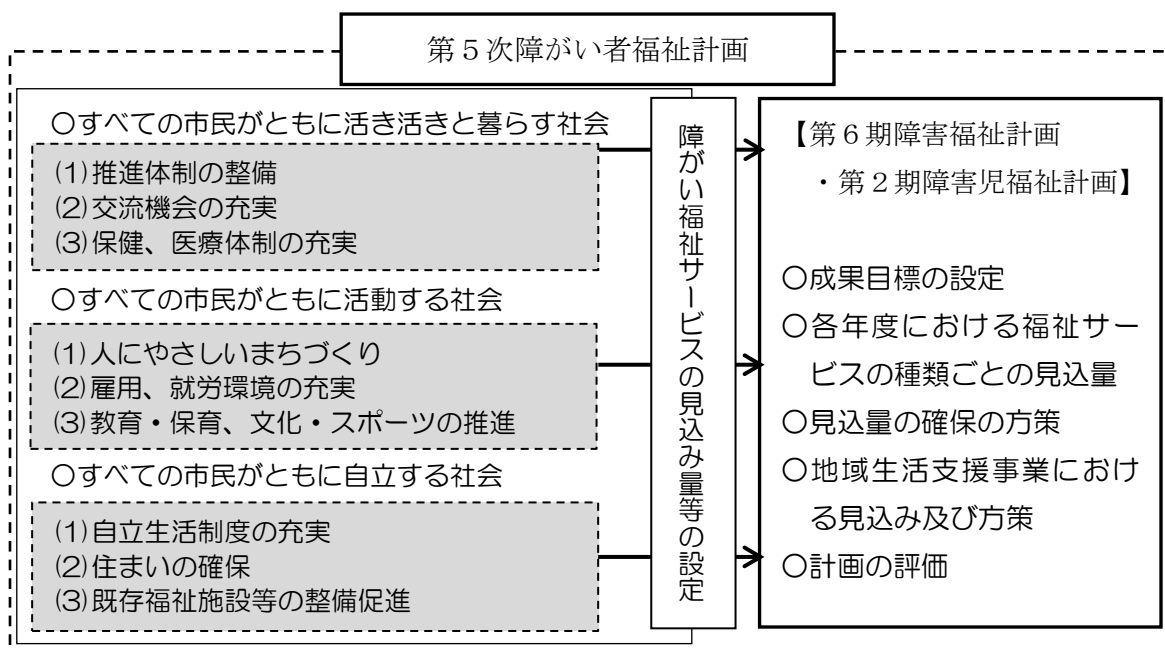
障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障がい者福祉計画における推進施策の一部を包含するものとし障がい福祉サービス等の確保に関する計画とします。したがって、計画に掲げる基本理念、基本目標等は障がい者福祉計画の内容を受け継ぐものとします。

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20

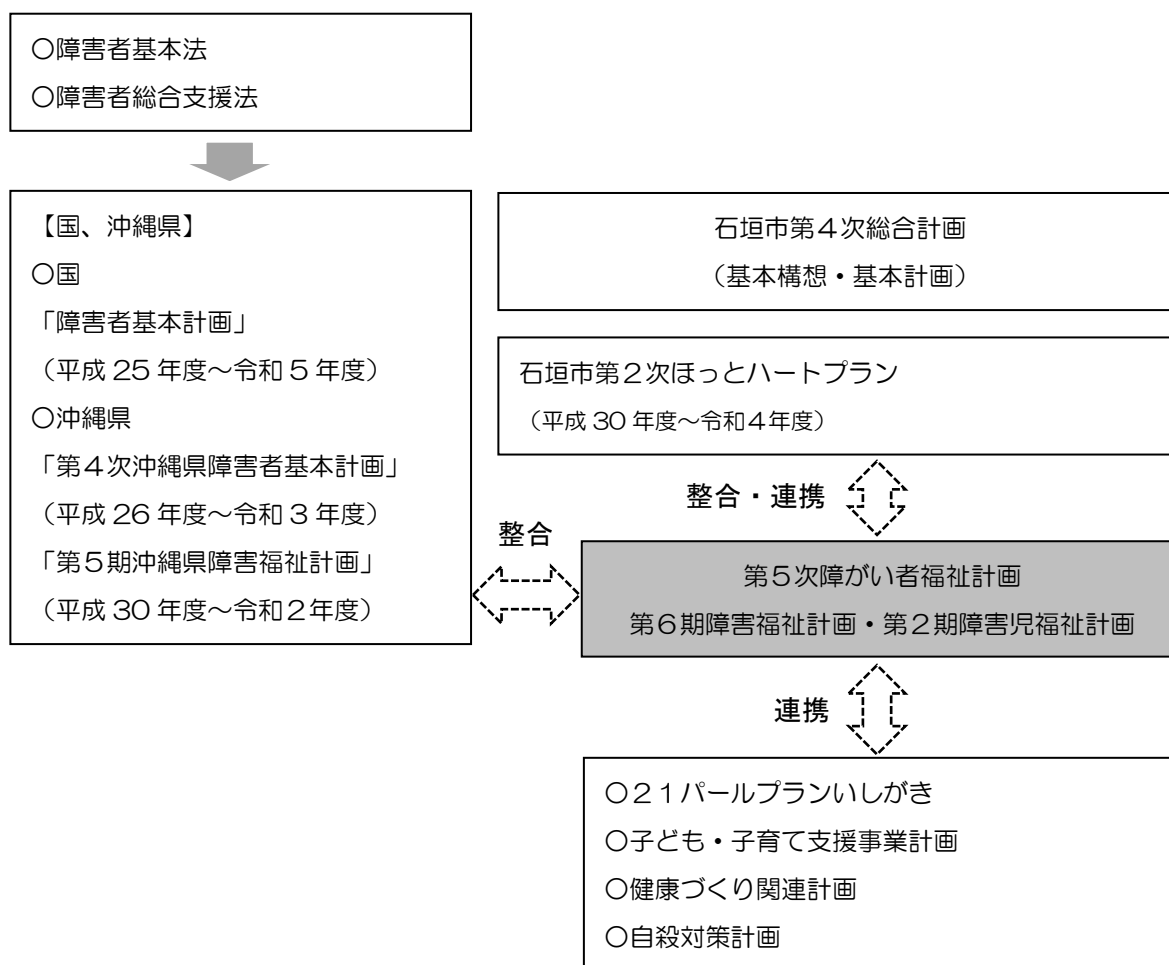
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。



(2) その他計画との関係

本計画は、石垣市第4次総合計画における障がい福祉分野の基本指針に基づくものとし、市の福祉関連計画及びその他関連計画との連携、整合性を保つものとし、障がい者に対する施策全般を位置づけるとともに、障がい者の生活支援の充実に係わる数値目標を設定するものとして、「第5次障がい者福祉計画」と「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を一体的に策定します。

【第5次障がい者福祉計画と他の計画との関係】



3. 計画期間の考え方

「第5次障がい者福祉計画」が「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を包含することから、両計画は整合性をもって策定されるべきものです。

障害福祉計画及び障害児福祉計画については、障がい福祉サービスの見込量を設定するものとして、3年を1期としており、本市では「第5次障がい者福祉計画」と「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の計画期間を次の通りとします。

■計画の期間

年度	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
障がい者福祉計画	第5次障がい者福祉計画（6年）					
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期障害福祉計画 ・第2期障害児福祉計画（3年）			第7期障害福祉計画 ・第3期障害児福祉計画（3年）		

4. 計画の策定体制

(1) 計画策定の組織体制

障がい福祉の知識及び経験のある者、障がい者、障がい福祉に関する事業に従事する者等を構成員とした石垣市障がい者福祉計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会を設置し、計画案の検討・審議を行いました。

(2) 計画策定への障がい者の参加

第5次障がい者福祉計画の策定においては、アンケート調査及び市内の障がい者団体等に対するヒアリングを通じて、計画策定への障がい者の参加とニーズの把握を行いました。

① アンケート調査の実施

65歳未満の障がい手帳所持者及び特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方を対象に、日常生活における生活課題、障がい福祉サービスの利用状況や今後の利用意向を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

② 障がい者団体等へのニーズ等の把握

各障がい者団体等に対し、障がいのある方の介護日常生活、社会参加、就労等の問題点、今後実施が望まれる施策等に関する意見等を把握するため、簡易アンケートを実施しました。

第1章 計画の取り組み状況等について

1. 施策の評価

重点施策を4段階で評価を行ったところ、「計画通りに進んでいる」が82.0%（82 施策）、「一部遅れている」が16.0%（16 施策）、「計画を上回って進んでいる」が1.0%（1 施策）、「未着手」が1.0%（1 施策）となっています。

一部遅れている状況がみられる施策は、複数課にまたがる取り組みとなっており、基本目標ごとの主な課題を以下に整理します。

■重点施策の評価

		計画を上回って進んでいる	計画通りに進んでいる	一部遅れている	未着手	合計
計画全体		1 1.0%	82 82.0%	16 16.0%	1 1.0%	100
基本目標1	1. 推進体制の整備		14 77.8%	4 22.2%		18
すべての市民がともに生き生きと暮らす社会	2. 交流機会の拡充		6 75.0%	2 25.0%		8
	3. 保健、医療体制の充実		7 77.8%	2 22.2%		9
	基本目標1 合計		27 77.1%	8 22.9%		35
基本目標2	1. 人にやさしいまちづくり	1 6.7%	9 60.0%	5 33.3%		15
すべての市民がともに活動する社会	2. 雇用、就労環境の拡充		9 100%			9
	3. 教育・保育、文化・スポーツの推進		12 85.7%	1 7.1%	1 7.1%	14
	基本目標2 合計	1 2.6%	30 78.9%	6 15.8%	1 2.6%	38
基本目標3	1. 自立生活支援の拡充		14 87.5%	2 12.5%		16
すべての市民がともに自立する社会	2. 住まいの確保		5 100%			5
	3. 福祉施設等の整備促進		6 100%			6
	基本目標3 合計		25 92.6%	2 7.4%		27

【基本目標1 すべての市民がともに生き生きと暮らす社会】

- 手話奉仕員養成講座を開催し、支援者の確保に努めていますが、受講者の活躍の場の提供、次のステップアップ（通訳者養成講座（県主催）、通訳士資格取得）につながるモチベーションを維持させる仕組みが求められます。また新型コロナウイルス感染症流行により、手話通訳者の医療機関への派遣や、手話通訳奉仕員養成講座の開講が難しくなっているため、今後のあり方を検討する必要があります。
- 福祉関係団体等の活動支援として、地域活動支援センターの配置、また結い心センター内に関係団体の事務所開設などを行っていますが、老朽化やスペースの問題により、バリアフリー整備等が進められない施設があります。
- 沖縄県が作成しているバリアフリーマップの周知やバリアフリーに関するフリーペーパーを活用した情報提供に努めていますが、市独自のマップづくりには至っていません。

【基本目標2 すべての市民がともに活動する社会】

- 災害時地域支援システムの確立に向け、市民防災訓練後の意見交換会等で上げられた意見を社会福祉関係部署と共有を行っていますが、正確な要支援者情報の収集、災害時要援護者台帳を活用するための自治会等との連携に課題があります。

- 沖縄県身体障がい者スポーツ大会・沖縄県ゆうあいスポーツ大会への参加促進や八重山地区障がい者スポーツ大会の開催等を行っていますが、障がい者スポーツ（ニュースポーツなど）において障がい者へ指導ができる指導者の養成が課題となっています。

【基本目標3 すべての市民がともに自立する社会】

- 保育や教育、相談等において、障がい種別や状況等に応じた適切な支援を行うため、臨床心理士等の専門職の配置に努めていますが、人材の安定的な確保に課題があります。

2. 重点施策の取り組み状況

第4次石垣市障がい者福祉計画には、3つの基本目標に総数で100の重点施策が位置づけられており、取り組みを確認した結果、実施できていないのは3施策、重点施策の実施率は97%となっています。

障がい福祉に関する地域資源が限られ、新たな障がい福祉サービスの展開に関しても島外サービスの活用が難しい現状の中、人材の確保を含めた相談対応の充実や関係者が情報共有できる場の設置・運営、福祉避難所兼交流のための施設整備等に努めているところです。

しかしながら、以下に示す「バリアフリーマップの作成」、「行政における雇用開発の促進、物品等の優先調達への推進」、「文化、芸術等に関する指導者の養成、確保」については、実施に至っていない状況にあります。

■未実施となる重点施策

基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課
基本目標2 すべての市民がともに活動する社会	1 人にやさしいまちづくり	(2)移動・交通手段の充実	オ)バリアフリーマップの作成	バリアフリーマップについての情報収集。市の開催する避難訓練について聴覚障害者団体と各地区の避難所に同行した。	バリアフリーマップについては未作成。	障がい福祉課
	2 雇用、就労環境の拡充	(2)就労機会の拡大と活動の場の創設	オ)行政における雇用開発の促進、物品等の優先調達の推進	各部署へ優先調達の周知、市ホームページに調達実績の掲載。	関係各課より委託可能な事業の提案はあるが、達成ノルマや請負条件等が高く契約までに至っていない。委託内容を複数事業所で分散できるか検討。	障がい福祉課
	3 教育・保育、文化・スポーツの推進	(3)文化、芸術、スポーツ・レクリエーションの充実	②指導者の養成、確保	養成事業、指導者の登録、招へい等	未実施	障がい福祉課 スポーツ交流課

3. 計画見直しに向けて

①施策の体系について

本市の障がい者福祉計画は、アンケート調査によるニーズ把握、ワークショップによる市民との意見交換や計画への提案等、第4次計画まで長年の議論を積み上げてきた内容となっています。

今回の見直しにあたっては、3つの基本目標から構成される施策の体系を基本としながら、関係法制度等の動向及び障がいのある市民のニーズ等を踏まえ追加修正を行います。

②地域の連携強化及び地域資源の開発等について

本市は、5万人弱という人口規模と他の自治体とは海を隔てた環境にあるため、障がい福祉サービス提供基盤の整備を進める上で、広域的な連携（他市町村にあるサービスの活用等）が難しい状況にあります。そのため、障がいのある市民が住みよい地域づくりを考える上では、市で目指すべき姿等の共通認識を深めた上で、島内の事業所や関連団体、地域団体等との連携強化と支え合いの基盤となりうる地域資源の開発等が重要となります。

③関連計画との整合性について

計画策定後は、取り組み状況を確認し必要に応じて改善を行うなど、計画の評価に継続して取り組むことが必要です。関係各課の取り組む状況を確認した結果、内容によっては関連計画で評価を行うべきと判断されるものが含まれています。

また、「障がい者福祉計画」の施策（生活支援など障がい福祉サービスに関する施策等）の中には、「障害福祉計画」で整理した方が理解がしやすく、また評価の際の作業量の低減につながると判断できるものもありました。

できる限り効率的かつ効果的な進捗評価を行うためにも、関連計画で担える部分は省略するなど、整合性を踏まえた施策の再整理を行います。

基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課
基本目標1 すべての市民がともに生き活きと暮らす社会	1 推進体制の整備	(1)啓発活動の推進	ア)広報・啓発活動の充実	自殺予防週間(9月)、自殺対策強化月間(3月)におけるパネル展やチラシ配布等。	新たな手法の検討	障がい福祉課
				講演会、障がい者週間『市民のつどい』などの交流会等を実施。	障がい者週間の開催時期と場所確保等の課題があり運営方法についても検討。	障がい福祉課
			イ)教育・保育の場における、福祉教育の推進	小中学校で車いす・アイマスク等の体験学習、お年寄りとの交流等を実施。 特別支援学校と各学校が居住地交流を実施。保育所・こども園で支援学校の生徒を職場体験として受け入れと交流の実施。		学校教育課 学校教育課子育て支援課
		(2)障害を理由とする差別の解消	ア)差別解消に向けた広報・啓発活動の推進	県の差別解消法等のパンフレットを窓口に設置配布している。	自立支援協議会との連携。	障がい福祉課
			イ)障害へ理解、人権擁護に対する啓発活動の実施	「健康福祉まつり・市民のつどい」を通じた啓発。学校において「人権の花」運動を実施。	関係機関で活用する障がい者向け受付マニュアルの作成及び総合受付の窓口設置については実施できていない。	障がい福祉課 平和協働推進課 いきいき学び課
			ウ)出前講座等の啓発活動の充実	「まちづくり市民講座ゆめみらい」等の講座において、関係機関・当事者団体等と調整し実施。	年度によって、実施状況が異なる(未開催の年あり)。	障がい福祉課
		(3)福祉関係団体等の活動支援	ア)障がい者団体、NPO団体等の活動支援	石垣市身体障がい者団体協議会への活動支援を実施。補助金交付団体(5団体)への継続支援を実施。		障がい福祉課
			イ)活動の場の創設	地域活動支援センターの運営(1か所)。	地域活動支援センターの増設の必要性について検討。 当事者団体の活動の場についてニーズの把握及び新たな活動の場の確保。公共施設のバリアフリー化の検討。	障がい福祉課 いきいき学び課
			ウ)施設利用緩和	平成26年4月より、中央運動公園並びに有料公園の使用料については、身体障害者福祉法、精神障害者福祉法に関する法律による手帳の交付を受けている者、知的障害者と判定され療育手帳の交付を受けた者が、施設利用する場合は使用料が全額免除となり、対象となる個人及び団体の負担軽減を図っている。	対象団体や個人の利用に対して免除となることは周知されきているが、一般利用者と競合する場合の安全対策を検討する必要がある。	施設管理課
		(4)情報・コミュニケーション支援の充実	ア)インターネット、二次元バーコード等を活用した多様な情報提供基盤の整備	各種災害警報や台風情報などの防災情報を、防災情報一斉メール及びLINE、Facebookで配信する。 石垣市ホームページに音声読み上げソフトを導入し、音声で情報を得られるように対応している。 障がいのある観光客に対しては、適宜対応を行っている。	防災行政無線デジタル化について、実施設計に沿って進めていく。 HPについて文字サイズが容易に変更できるような対応する。 スマートフォン観光アプリにバリアフリー情報を追加する。	防災危機管理課 企画政策課 観光文化課
イ)音訳、点訳等による情報提供やコミュニケーション支援の充実	広報いしがきの音訳、点訳版を提供、ケーブルテレビで放送の市政情報への手話通訳配置。手話通訳の派遣。 「ゴミ出しの手引き」の点訳版の作成と配布。		人材確保のため、点訳音訳の知識を学びサークル活動に繋がるような養成講座等を検討。 市が実施するセレモニー等で手話通訳の派遣の検討。	障がい福祉課 企画政策課 観光文化課 環境課		

基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課	
基本目標1 すべての市民がともに生き活きと暮らす社会	1 推進体制の整備	(4)情報・コミュニケーション支援の充実	ウ)「福祉ガイド」「福祉マップ」等の作成	平成30年度に「福祉のしおり」を作成し、関係機関や窓口に配布。観光客からの車いす貸し出しの問い合わせに対して、貸し出している施設等を案内。観光客からの問い合わせに対し、NPO等が発行しているパンフレットを参考に情報提供を実施。	福祉マップは未作成となっており、改めて検討を行う。	障がい福祉課 観光文化課	
			エ)手話通訳者や音訳者等の人材育成の充実	手話通訳奉仕員養成講座を開催、県の手話通訳者養成講座への受講を促し、奉仕員の専門的知識や技術の向上につなげる。	手話通訳者等については、各養成講座の実施で人材確保に努めている。手話講座の修了者に対して勉強会の場を設ける等検討する。	障がい福祉課	
			オ)聴覚障がい者緊急通報システムの充実	八重山圏域聴覚障がい者緊急通報システム運営協議会の定期開催、消防・警察等と連携を密にし、メール119番・110番の充実を図る。		障がい福祉課 消防本部	
			カ)関係機関との定期的な懇談会や情報交換会の開催	「障がい者週間市民のつどい」(12月)を開催し、関係機関等との情報交換等に努めた。		障がい福祉課	
		(5)権利擁護の推進	ア)障がいのある人の権利擁護に向けた取り組み	「障害者差別解消法」の周知並びに合理的配慮について普及を行った。	多様な機会又は対象者の年齢等を踏まえた周知啓発のあり方の検討。	障がい福祉課	
			イ)成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知と実態把握	パンフレットの配布、役場窓口及び相談支援員等より成年後見制度・日常生活自立支援事業に関する情報提供の実施。	日常生活自立支援事業については、生活支援員の援助技術向上及び人材確保。相談から申し立てまで、流れの円滑化。	障がい福祉課 地域包括支援センター	
			ウ)石垣市障がい者虐待防止センターの機能強化	基幹相談支援センターを中心に、窓口、相談支援員等が連携し、虐待の未然防止につながる相談対応の実施。		障がい福祉課	
			エ)選挙や司法手続き等における環境整備	バリアフリー化されていない投票所では簡易スロープを設置し、点字投票用紙を各投票所に備えている。心身の故障又はその他の理由のため自ら投票用紙に記載することができない方から申し出があったときは、投票管理者の決定により代理投票を行っていること。郵便等による不在者投票制度についても広報誌等で周知を行っている。		障がい福祉課 選挙管理委員会	
		2 交流機会の拡充	(1)交流の場の充実	ア)多様な関係機関との連携による交流機会の充実	12月の「障がい者週間市民のつどい」を通じ、交流の場の提供を行った。		障がい福祉課
				イ)公共施設の有効活用と施設利用緩和の推進	平成31年度より福祉避難所が供用開始された。	その他にも交流に活動できる場について、ニーズの把握と確保に向けた検討を行う。	障がい福祉課
				ウ)身近な地域での居場所づくり	身近な地域の居場所として、地域活動支援センターを展開。	センター以外での居場所の拡充に向け、関係機関との連携を図る。	障がい福祉課
エ)コミュニケーション支援の充実	医療機関、企業等への手話通訳者派遣を行った。			有資格の手話通訳者の確保。	障がい福祉課		
オ)地域活動支援センターの拡充	現状では、地域活動支援センター1か所で事業を実施。			1か所で3障がい全てに対応していることから負担が大きく、増設など機能拡充について検討を要する。	障がい福祉課		
(2)交流支援体制の確立	ア)スポーツ・レクリエーション、文化活動事業の充実			「スポーツレクリエーション教室」「芸術・文化講座」の開催。	利用者の要望に合った講座の講師確保。	障がい福祉課	
	イ)コミュニケーション支援の充実			養成講座を通じた人材の育成、手話通訳者及び要約筆記者の派遣。	同行援護等福祉サービスの実施事業者の確保に努める。手話通訳者派遣について、日中活動できる登録者の増に向けて養成講座の開催方法等を検討。「要約筆記奉仕員養成講座」の検討。	障がい福祉課	
	ウ)八重山地区障がい者文化・スポーツ振興会との連携強化			障がい者スポーツ大会と美術展を隔年で交互に開催。障がい者も参加できるニュースポーツ(ベタンク)を石垣市体育協会で実施		障がい福祉課	
	ア)障害の予防対策の充実			学校では健康診断や保健指導等を実施。特定健診及びがん検診の実施、事後フォローとして健康相談、保健指導を実施。		学校教育課 健康福祉センター	

	基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課			
28	基本目標1 すべての市民がともに生き活きと暮らす社会	3 保健、医療体制の充実	(1)障害の早期発見と発達支援の充実	イ)早期発見・早期支援に向けた体制強化	窓口、相談機関等にて療育相談、専門機関の紹介、基幹相談支援センターを中心とした情報共有の実施。 「気になる子」の早期発見、早期対応に向け巡回訪問、加配保育士の配置、情報交換会の開催。臨床心理士の各学校への派遣。乳幼児健診事後フォロー教室として『にこにこ教室』の実施。		障がい福祉課 子育て支援課 学校教育課 健康福祉センター			
29				ウ)療育相談支援の取組み強化	県や医療機関等との連携、乳幼児健診等で気になる子に対し療育相談へつないでいく。	全希望者への対応ができるよう県と連携していく。	障がい福祉課 健康福祉センター			
30				エ)各種乳幼児健康診査、特定健診、保健指導の充実	各種健診時及び健診後に保健師、栄養士による保健指導の実施。	人材(専門職)の確保。	健康福祉センター			
31				オ)心の健康づくり事業の推進	ゲートキーパー養成研修(一般市民向け、相談支援者向け)を開催(2月)。若年層向け自殺対策講演会を開催。 学校教員向けの講話等の実施。		障がい福祉課 学校教育課			
32				カ)発達支援システム構築の推進	システム構築に向けて、自立支援協議会「こども専門部会」を開催。 平成30年度に「すこやか相談(総合相談)窓口を設置。		障がい福祉課 健康福祉センター			
33				(2)医療受診に対する支援	ア)自立支援医療及び重度心身障害者(児)医療費助成の周知	自立支援医療、重度心身障害者(児)医療費助成制度については、病院、窓口にて手帳交付時等に紹介を行う。		障がい福祉課		
34				イ)八重山福祉保健所と連携した特定疾患患者の早期把握と支援	保健所と連携し、難病の方も福祉サービス利用が可能であることを、窓口等で周知するとともに、福祉サービス利用等適宜対応した。		障がい福祉課			
35				ウ)入院期間中における、介助者の支援を行うためのヘルパー派遣事業の実施	平成28年度から医療型日中一時支援サービス提供を開始した。入院時について重度訪問介護で対応。		障がい福祉課			
36				基本目標2 すべての市民がともに活動する社会	1 人にやさしいまちづくり	(1)生活環境のバリアフリー化の推進	ア)ユニバーサルデザインの視点によるバリアフリー化	学校施設の老朽化に伴う代替事業において多目的トイレの整備等。 都市公園の整備においては、沖縄ユニバーサルデザイン公園等建設指針などを参考に整備、改築を進める。		学務課 施設管理課
37							イ)「石垣市福祉のまちづくり条例」の普及啓発	建築確認申請前、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議の要否について、電話、来庁による問い合わせに対応。 学校施設の建て替えにおけるスロープや手すり等の設置。	指定確認検査機関が少数でないため、市のホームページにおいて事前協議の周知を図る。	福祉総務課
38	ウ)パーキングパーミット制度の導入に向けた取り組み	市営駐車場における障がい者駐車スペースの確保、障がい者用スペースの表示板を改良。	パーキングパーミット制度について、継続し情報を収集し、導入を検討する。				施設管理課 障がい福祉課			
39	(2)移動・交通手段の充実	ア)道路及び交通安全施設のバリアフリー化の推進	石垣市福祉のまちづくり条例に基づく、必要箇所への点字ブロック等の敷設。 道路改良工事、区画道路工事における点字ブロックの敷設、バリアフリー化。				必要箇所に点字ブロック等敷設できるよう、道路整備計画の事前把握。	福祉総務課 都市建設課		
40	イ)誰にでもわかりやすい案内標識の整備	福祉避難所建設による福祉機器等の情報を提供する。					障がい福祉課			
41	ウ)公共交通のバリアフリー化の推進	福祉バス・福祉タクシー・リフト車輛等の普及	福祉タクシー等に関するニーズ把握及び新たな基盤の確保等外出、移動支援に関するニーズ把握。 移動支援事業について相談、申請受付、決定の円滑化。				障がい福祉課			
42	エ)外出及び移動支援事業の充実	平成29年度にまちなか巡回バス廃止。平成30年度「八重山病院線」が開線。 移動支援事業の実施。					商工振興課 障がい福祉課			
43	オ)バリアフリーマップの作成	※バリアフリーマップについての情報収集。市の開催する避難訓練について聴覚障害者団体と各地区の避難所に行方した。	バリアフリーマップについては未作成。				障がい福祉課			

基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課			
44 基本目標2 すべての市民がともに活動する社会	1 人にやさしいまちづくり	(3)防災・防犯対策の充実	ア)石垣市緊急時一斉放送システム、防災一斉メール配信サービスの充実及び普及	防災行政無線デジタル化実施設計に沿って取り組みを実施。聴覚障がい者への防災メール登録に関する周知。	観光防災市町村支援事業を活用し防災情報伝達手段の多様な・多様化。	防災危機管理課 福祉総務課 消防本部 障がい福祉課			
			イ)災害時地域支援システムの確立	市民防災訓練に合わせて意見交換会を開催し、社会福祉施設等や各地域における要支援者の課題を取り上げている。要支援者の実情に合わせて地域と施設等が連携した個別避難マニュアルの作成を支援する。協定を締結した自治組織や防災組織へ要援護者台帳を配布し、地域内で災害時支援を行うネットワークの構築を進める。	各地区の正確な要支援者情報収集及び各地区の自主防災会の活動の充実。	防災危機管理課 福祉総務課 消防本部 障がい福祉課			
			ウ)防災・防犯活動の促進	毎年4月24日を市民防災の日として定め全市民を対象とした防災訓練を実施。福祉部内でワーキングチームの立ち上げ。		防災危機管理課 福祉総務課			
			エ)石垣市災害時要援護者登録制度の周知	各地区の自主防災会の現状を把握すると共に、活動を充実させ個別避難マニュアル作成に組み込めるよう取り組む。各地区にて、地区防災計画の作成を促すと共に、要援護者名簿の有効活用を図る。HPや行政連絡員説明会での周知。		防災危機管理課 福祉総務課			
			オ)緊急時における避難誘導体制の確立	市民防災訓練意見交換会等において、自主防災会・公民館・自治会等へ「相互扶助」の体制づくりを支援。防災資機材を利用した要援護者の搬送訓練事例等を紹介し連携強化。	協定を締結した自治組織等については、要援護者台帳をもとに避難訓練時に役割分担を実施している組織もあるが、地域差が見受けられる。	防災危機管理課 福祉総務課 消防本部 障がい福祉課			
			カ)福祉避難所の整備	福祉避難所(健康福祉センター)に防災時非常食・飲料水・毛布・簡易トイレ等を備蓄。	福祉避難所兼ふれあい交流施設の供用開始に向け関係機関と調整を行い、福祉避難所としての機能的役割に関する協定の締結が必要	防災危機管理課			
			キ)「福祉避難所兼ふれあい交流施設」の利活用	福祉避難所兼ふれあい交流施設が令和元年度より供用開始。		福祉総務課			
			45	2 雇用、就労環境の拡充	(1)雇用、就労支援の充実	ア)障がい者雇用に対する理解を深めるための啓発活動の推進	ハローワーク等の担当者、相談支援事業所、障害者就労・生活支援事業所と情報を共有し、障害者の支援を行っている。		障がい福祉課
			46			イ)就労支援にかかわる関係機関等とのネットワークの充実	就労部会や就労支援事業所連絡会を通じた連携。		障がい福祉課
			47			ウ)障がい者の職場定着への支援	事業者向けに発達障がいに関する講演会を開催	開催していない年あり。	商工振興課
			48			ア)障がい者雇用に対する啓発活動	職員採用候補者選定試験に障がい者採用枠を設け、採用試験を実施。	受験者が受験しやすい環境づくりを整える。	商工振興課 総務課 契約管財課 障がい福祉課
			49			イ)障害に配慮した雇用環境、条件等の改善に向けた事業の紹介	補助金制度等の周知、助言提言活動や説明会等の開催等		障がい福祉課
			50			ウ)就労支援事業所への支援	石垣島まつりにおいて、福祉コーナーを設置。就労継続支援事業所による訪問販売(飲料)の継続。		商工振興課 障がい福祉課
			51			エ)公共施設を活用した就労の場の確保	野外清掃業務を市内就労継続支援事業所へ委託。		健康福祉センター
52	オ)行政における雇用開発の促進、物品等の優先調達推進	各部署へ優先調達の周知、市ホームページに調達実績の掲載。	関係各課より委託可能な事業の提案はあるが、達成ノルマや請負条件等が高く契約までに至っていない。委託内容を複数事業所で分散できるか検討。			障がい福祉課			
53	カ)福祉的就労の場の充実と機会の創設への支援	「障がい者週間・市民のつどい」において、市内の就労支援事業所等に販売ブースを設置。				障がい福祉課			
54									
55									
56									
57									
58									
59									

	基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課	
60	基本目標2 すべての市民がともに活動する社会	3 教育・保育、文化・スポーツの推進	(1)療育支援の充実	①専門性を高めた相談支援体制の充実	専門的立場から児童生徒を支援するため、臨床心理士を学校に派遣し、相談対応を実施。保育所の巡回相談、臨床心理士の派遣による「気になる子」の早期発見・早期支援。健診後の事後教室を通じた切れ目のない支援。		健康福祉センター 子育て支援課 学校教育課 障がい福祉課	
61				②発達支援システム構築の推進	発達支援システム関係課会議を通じた連携。臨床心理士2名体制で「すこやか相談(総合相談窓口)」の運営。		障がい福祉課 健康福祉センター	
62				③療育支援にかかわる専門職員の配置	「気になる子のすこやかな学び支援事業」を実施。		学校教育課	
63			(2)教育・保育環境の充実		①教育・保育施設による受入れ体制の充実	学校に支援員を配置し児童生徒に個別支援を実施。保育所においては、加配保育士の配置。 障がい児措置委員会の開催。		学校教育課 子育て支援課
64					②保育士、教諭等の資質の向上	沖縄県教育委員会主催の「特別支援教育コーディネーター養成研修」「特別支援教育コーディネーター連絡会」等で、教員の資質向上を図る。就学支援説明会、特別支援教育研修会の開催。		学校教育課 子育て支援課
65					③障害の状況に応じた特別支援教育の充実	「石垣市就学支援委員会」において、障がい児の就学に係る教育的支援を実施する。		学校教育課
66					④特別支援学校との交流教育の充実	各学校において、居住地交流や交流学習を実施。		学校教育課
67					⑤教材教具の拡充	各学校に電子黒板・タブレット端末等の整備。		学校教育課
68					⑥教育・保育施設におけるバリアフリーの整備	学校施設の老朽化に伴う建替え事業において「石垣市福祉のまちづくり条例」に基づく整備を進める。		学務課
69			(3)文化、芸術、スポーツ・レクリエーションの充実		①スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実	障がい者スポーツ大会を隔年で開催。県主催のスポーツ大会への参加。石垣島マラソンへの視覚障がい者参加の支援。		スポーツ交流課 いきいき学び課 障がい福祉課
70					②指導者の養成、確保	養成事業、指導者の登録、招へい等	未実施	障がい福祉課 スポーツ交流課
71					③コミュニケーション支援の充実	各種イベント・講演会への手話通訳者の派遣。成人式に手話通訳者の配置と車いす専用エリアの設置。		障がい福祉課 いきいき学び課
72					④八重山地区障がい者文化・スポーツ振興会との連携強化	障がい者スポーツ大会と障がい者美術展を隔年で開催。		障がい福祉課
73	⑤生涯学習メニューの充実	市民講座「ゆめみらい」・地活支援センター各教室等			ゆめみらい講座の依頼がない年度あり。	障がい福祉課		
74	基本目標3 すべての市民がともに自立する社会	1 自立生活支援の拡充	(1)福祉サービスの拡充	ア)市内の各法人に対するサービス提供基盤の整備促進と質の向上	施設改造・奨励金等助成制度の周知、活用		障がい福祉課	
75				イ)相談支援体制の充実	相談支援として、直営1か所、委託相談3か所を実施。		障がい福祉課	
76				ウ)地域生活支援事業の充実	障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉課	
77				エ)地域移行に向けた社会資源の開発	市営住宅の建築・改築におけるグループホームの設置に向けた調整。		障がい福祉課	
78				オ)施設入所支援及びショートステイの増床と利便性の向上への取り組み	障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉課	
79				カ)日中一時支援事業の充実	医療型日中一時支援については平成28年度より事業開始。		障がい福祉課	
80			(2)相談支援体制の拡充	ア)相談窓口、相談内容等の周知活動の推進	各相談支援事業所や福祉サービス等の案内等		健康福祉センター こども家庭課 学校教育課 障がい福祉課	

基本目標	基本施策	施策	重点施策	具体的取り組み	課題	担当課	
基本目標3 すべての市民がともに自立する社会	1 自立生活支援の拡充	(2)相談支援体制の拡充	イ)専門性の高い相談支援体制の構築	自立支援協議会の設置運営及び指定相談支援事業所や関係機関との連携 『子どもの発達支援つながりマニュアル』を『石垣市発達支援サポートBOOK』として更新、冊子作成し関係機関やセンター利用者等へ配布。	現在の体制を維持する。	障がい福祉課 健康福祉センター	
			ウ)専門職の配置	各校において、特別支援コーディネーターが中心となり保護者・学校・他機関と連携、支援の充実に努めている。 相談対応における有資格者の配置。		学校教育課	
			エ)基幹相談支援センターの機能強化	平成30年度に基幹相談支援センターの相談員を1名増員。他に自殺対策強化事業相談員を1名増員。		障がい福祉課	
			オ)委託相談支援事業所の拡充	障害福祉計画に基づき実施。		障がい福祉課	
		(3)福祉人材の育成・確保	ア)専門職の配置	「気になる子のすこやかな学び支援事業」において、臨床心理士を1名配置。 相談支援機能強化事業で有資格者(社会福祉士・精神保健福祉士)を配置。 特定保健指導及び重症化予防事業に保健師・管理栄養士を配置。	専門職の継続的な確保。	健康福祉センター 学校教育課 障がい福祉課	
			イ)障がい者のニーズに応じた福祉人材の確保	小学校・中学校で福祉体験学習の依頼に応じることができる人材の確保に努める。	多様な人材の確保	障がい福祉課	
			ウ)障がい者の社会活動を支援するボランティアの育成と活動支援	ボランティア養成講座の開催、活動助成金交付等	ボランティア養成講座は開催していない年度もあり。	障がい福祉課	
			(4)経済的支援の推進	ア)各種手当や自立支援医療の周知	「石垣市難病患者等渡航費助成事業」にて、航空運賃の一部を助成。HPや医療機関と協力した周知。 特別障がい者手当について、広報いしがきへ掲載して周知。	健康福祉センター 障がい福祉課	
				イ)重度心身障害者(児)医療費の助成制度の周知	各種手帳の申請・交付時に制度案内を実施。 サービス等の更新について、時期を統一し、サービス利用者に申請しやすい工夫を行った。		
			2 住まいの確保	(1)障害に配慮した住宅の確保	ア)障害に配慮した住宅の確保	市営住宅の建て替えにおけるバリアフリー化等の整備。	障がい福祉課 都市建設課
	イ)バリアフリー住宅の整備促進	市営団地建替時の整備			都市建設課		
	ウ)住宅改修の助成制度の充実	日常生活用具給付費等事業・介護保険制度の周知による支援			介護保険との優先関係等に関する周知。	障がい福祉課	
	エ)民間活力を活かしたグループホームの整備充実の促進	空き家等のグループホーム化(説明、調査、調整、整備)			障がい福祉課		
	オ)民間賃貸住宅等への入居支援	住宅入居等支援事業の実施。 高齢者・生活困窮者・諸事情による世帯分離等での斡旋申込みが多いので、保証会社へ本事業の情報を提供し、審査を特別に行えるよう調整している。			障がい福祉課		
	3 福祉施設等の整備促進	(1)福祉サービス施設等の整備促進			ア)施設入所に対する支援	障害福祉計画に基づき実施。	障がい福祉課
					イ)障がい児が利用できる短期入所施設等の整備促進	障害福祉計画に基づき実施。	障がい福祉課
			ウ)サービス提供基盤の整備促進	障害福祉計画に基づき実施。	障がい福祉課		
	エ)地域生活への移行につながる受け皿づくり		障害福祉計画に基づき実施。	障がい福祉課			
	(2)既存福祉施設の機能拡充と負担軽減	ア)既存福祉施設等の機能拡充に向けた改修等の実施	各施設のバリアフリー化(スロープ・手すり・音声案内・電光掲示板等)	障がい福祉課			
		イ)公共施設利用に対する統一した利用基準の設定	各施設の使用料無料化又は減免化とその周知	障がい福祉課			

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

障がいのある人もない人も、お互いを理解し、違いを認めあい、それぞれの人格と個性を尊重する共生社会の実現並びに自己選択と自己決定により自分らしく社会生活を営むことができる社会の実現の向け、「三共（ともに）の心でつくる、ゆめみらい・いしがき」を計画の基本理念とします。

【基本理念】

三共（ともに）の心でつくる、ゆめみらい・いしがき

【基本理念が達成された石垣市のイメージ】

- すべての市民が、人として限りなく尊ばれるまち
- すべての市民にとって暮らしやすい、やさしいまち
- 「支えられる側」と「支える側」に分けることなく、ともに助け合いながら暮らせるまち

三 共 の 心 と は
共 生 の こ ころ：ともに生き生きと暮らす社会
共 動 の こ ころ：ともに活動する社会
共 立 の こ ころ：ともに自立する社会

2. 各施策に共通する横断的な視点

（1）当事者の意見の尊重等

障がい者施策の検討及び評価等に当たっては、アンケート調査や様々な場面を通じて障がい者（児）及びその家族等の意見を把握し、その意見を尊重するように努めます。

また障がい者（児）等が施策決定過程へ参画することを通じて、当事者の視点を障がい者施策に反映させるよう努めます。

（2）施策の総合的な展開

障がいのある市民の尊厳、自立（自律）の尊重を目指す「障害者権利条約」の趣旨を踏まえ、各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、総合的な施策の展開を図ります。

（３）障がい者の特性等に配慮した支援

障がい者一人ひとりの尊厳を守るため、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえ、障がい者の特性等に配慮した支援に努めます。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ市民、状態が変動しやすい障がい等についても留意しながら支援に努めます。

（４）複合的困難に配慮した支援

障がいのある女性は、それぞれの障がいの種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、妊娠や出産など女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります。

障がいのある子どもは成人の障がい者とは異なる支援を行う必要性があり、また、障がいのある高齢者への支援は、高齢者施策との整合性に留意し取り組むことが求められます。

障がいのある人の性別やライフステージ等によって、複合的に困難な状況に置かれた障がい者（女性、子ども、高齢者など）に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえ、障がい者施策の実施に努めます。

（５）アクセシビリティの向上

障がいのある市民の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることで、障がいのある市民の社会参加を支えます。

またICT等の新たな技術を活用し、必要な方へ必要な情報が届くよう努めます。

（６）PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

実効性のある取り組みを進めるため、必要なデータ収集及び統計の充実等を図るとともに、PDCAサイクル等を通じて、施策の見直しを行っていきます。

3. 基本目標

基本目標 1 すべての市民がともに生き活きと暮らす社会

障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民の人権や利益等が擁護され、お互いを認め合い
支え合いながら、ともに生き活きと暮らせる社会をめざします。

障がいに対する偏見や差別意識を取り除くとともに、障がいに対する理解を深めるための啓発
活動の推進、権利擁護のための取り組み、必要とする情報が入手しやすい仕組みづくり等を進め
ます。

また、障がいの原因となる疾病等の予防や治療、発達の遅れ等が気になる児童に対する支援の
充実等に取り組みます。

基本目標 2 すべての市民がともに活動する社会

すべての市民が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、学び、働き、余暇を楽
しみ、交流を通じて互いに高め合うなど、社会のあらゆる場面でともに活動できる社会をめざし
ます。

すべての市民がその能力を最大限に発揮し、自己実現を果たしていくことができるように、生
活環境のバリアフリー化の推進、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、生きがい
をもって働くことができる環境の充実、スポーツ・レクリエーション、文化活動等の充実に向け
た取り組みを進めます。

基本目標 3 すべての市民がともに自立する社会

すべての市民が自分らしい生き方を実現していくため、障がいのある市民が必要な支援を受け
ながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であることを踏まえ、障がいの
程度や状況に応じて自立できる仕組みづくりが必要です。

住み慣れた地域で生活の質を高めながら、自立した社会生活を営むことができるよう、一人ひ
とりの状況に応じた相談対応、住まいの確保、福祉人材の育成・確保、きめ細かな個別支援計画
に基づく福祉サービス提供体制の充実を図ります。

4. 施策の体系

【基本理念】

三共(ともに)の心でつくる、ゆめみらい・いしがき

各施策に共通する
横断的な視点

- (1) 当事者の意見の尊重等
- (2) 施策の総合的な展開
- (3) 障がい者の特性等に配慮した支援
- (4) 複合的困難に配慮した支援
- (5) アクセシビリティの向上
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組み

【基本施策】

【基本目標】

すべての市民がともに生き
活きと暮らす社会

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 権利擁護の推進
- (3) 情報・コミュニケーション支援の充実
- (4) 福祉関係団体等の活動支援
- (5) 保健、医療の充実
- (6) 防災・防犯対策の充実

すべての市民がともに活動
する社会

- (1) 安全・安心な生活環境の整備
- (2) 交流機会の充実
- (3) 雇用、就労環境の充実
- (4) 療育、保育教育環境の充実
- (5) 文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動の促進

すべての市民がともに自立
する社会

- (1) 相談支援体制の拡充
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 住まいの確保
- (4) 福祉人材の育成・確保
- (5) 経済的自立の支援

第3章 施策の展開

基本目標1 すべての市民がともに生き活きと暮らす社会

障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民の人権や利益等が擁護され、お互いを認め合い
支え合いながら、ともに生き活きと暮らせる社会をめざします。

障がいに対する偏見や差別意識を取り除くとともに、障がいに対する理解を深めるための啓発
活動の推進、権利擁護のための取り組み、必要とする情報が入手しやすい仕組みづくり等を進め
ます。

また、障がいの原因となる疾病等の予防や治療、発達の遅れ等が気になる児童に対する支援
の充実等に取り組みます。

【現状と課題】

〈啓発活動の推進〉

◇市民アンケート調査結果

- 地域や住民の障がい者に対する理解は深まってきたと思うかをみると、「わからない」
が47.7%で最も多く、次いで「少し理解されてきた」の16.0%、「あまり理解されて
いない」の14.4%、「理解されてない」の12.0%、「理解されてきた」の5.8%とな
っています。
- 障がい者に対する理解度を経年的にみると、「わからない」との回答が高まる（H
26：38.4%からR1：47.7%）一方で、「理解されてきた」との回答が低下していま
す。

◇関係団体アンケート調査結果

- 『障がい者に対する社会の理解について』は、「理解は進んでいる」と「どちらともい
えない」がともに36.4%となっています。
- 少しずつ社会の理解は進んでいるという意見がある一方で、理解のバラつきや偏見等
があることへの指摘がされています。

〈権利擁護の推進〉

◇市民アンケート調査結果

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかをみると、「ない」が
39.9%で最も多く、次いで「ある」の28.6%、「少しある」の25.7%となっていま
す。「ある」と「少しある」の合計は54.3%となり、半数以上の方が差別や嫌な思い
を経験したと回答しています。
- 差別や嫌な思いについて、「ない」との回答では平成26年度（34.1%）との比較で

5.8ポイント高くなり、「ある」という回答（「ある」と「少しある」の合計）は平成26年度の57.2%から2.9%低下して54.3%となっています。

- どのような場所・場面で差別や嫌な思いをしたかの第1位は「学校・仕事場」の45.7%、第2位は「外出先」の41.2%、第3位は「仕事を探すとき」の27.8%、第4位は「病院などの医療機関」の20.4%、第5位は「住んでいる地域」の18.4%等となっています。

〈情報・コミュニケーション支援の充実〉

◇市民アンケート調査結果

- 障がいのことや福祉サービスなどの情報をどこから知ることが多いかの第1位は「家族や親せき」の33.7%、第2位は「インターネット」の19.7%、第3位は「かかりつけの医師や看護師」の19.5%、第4位は「市の相談窓口」の18.9%、第5位は「友人・知人」及び「サービス事業所の人や施設職員」が同率の18.6%等となっています。

◇関係団体アンケート調査結果

- 情報が少なく、色々な制度を利用したくても、知らずにいることが多い。制度が利用しやすいよう情報提供のあり方を改善してほしい。

〈障がい者団体について〉

◇関係団体アンケート調査結果

- 親亡き後、サービスを利用しながら自分らしく自立していけるよう支援してほしい。
- 地域との交流は受け身の状況だと思う。障がい者もできることはあるので、ボランティアなど多様な参加、交流の方法があると思います。

〈防災・防犯対策の充実〉

- 災害時の避難についてをみると、「ひとりで避難できる」が48.6%で最も多く、次いで「家族や支援者の手助けで避難できる」の29.5%、「ひとりでは避難できない」の13.7%、「その他（手段が分からないなど）」の3.8%となっています。

基本施策（１） 啓発活動の推進

障害者基本法において、障がい者は「障害がある者であって、障害と社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。障がい者が経験する困難等は個人の障がいと社会的要因によるものという視点が示されており、障がい者を取り巻く問題は、すべての市民にかかわる社会共通の問題として捉えていく必要があります。

障がいに対する様々な偏見や差別意識といった「こころのバリア」を取り除いていくための普及啓発活動や、多様な障がいを理解していくための福祉教育などの充実を図ります。

具体的な取組み	担当課
『石垣市健康福祉まつり・障がい者週間・市民のつどい』『奉仕員養成講座』等の機会を活用し、障がいに対する理解と認識を深め、一人ひとりの人権が尊重される社会のなかで、共に生きる共生の心を育む普及啓発活動を推進します。	障がい福祉課
「障がい者週間」において、市内の障がい者関係団体及び福祉関係団体等と連携し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、多様な取組みを積極的に進めます。	障がい福祉課
小中学校において、「車いす体験」や「アイマスク体験」等の体験学習を行います。	学校教育課
特別支援学校に通う子どもたちと地域の保育所やこども園、幼小中等学校の子どもの交流活動を実施します。また幼少期から障がいに対する理解を深めるため、保育所・こども園で特別支援学校の生徒を職場体験として受け入れを行います。	学校教育課 子育て支援課
「まちづくり市民講座ゆめみらい」において、障がい者福祉に関する学習内容を取り入れることで幅広い年齢層が障がいに対する理解を深める機会の充実を図ります。	企画政策課

基本施策（２） 権利擁護の推進

市民一人ひとりの人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、障がいのある市民が福祉サービスを主体的に選択し、住み慣れた地域社会のなかで自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを進めます。

そのため、成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進、虐待の未然防止、選挙における配慮など、障がいのある人の人権擁護に対する取組みを進めます。

具体的な取組み	担当課
障害者差別解消法や県共生社会条例等に関するパンフレット、『みんなにやさしい暮らし方』ポスター等を活用し、障がい者に対する差別解消と合理的配慮について普及啓発を行います。	障がい福祉課
相談支援専門員及び関係機関等と連携し、成年後見制度、日常生活自立支援事業について周知を行うとともに、制度の利用促進に努めます。	障がい福祉課
障がい者虐待防止センターを中心に、役所窓口、相談支援専門員等が連携し、虐待の未然防止並びに被害者保護に取り組みます。	障がい福祉課
期日前投票所と全投票所に車椅子を配置する等、高齢者や障がいのある市民に配慮した投票所のバリアフリー化を進めるとともに、点字投票用紙の設置を行います。また代理投票や不在者投票制度についての周知に努めます。	障がい福祉課 選挙管理委員会
当事者団体や福祉関係機関において「障がいのある人への配慮のチェックリスト」等について情報共有を図るとともに、石垣市障がい者自立支援協議会と連携し、差別の解消に取り組みます。	障がい福祉課

基本施策（3）情報・コミュニケーション支援の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で質の高い日常生活や社会生活をおくることができるようにあらゆる場面で、必要な情報を取得し、利用できる情報のバリアフリー化の推進など、円滑なコミュニケーション支援の充実に努めます。

具体的な取組み	担当課
LINE や Facebook 及び YouTube 等の活用、市ホームページの音声読み上げソフトの導入、広報いしがきの音訳・点訳版の提供、ケーブルテレビの市政情報での手話通訳の配置など情報提供の多様化に努めます。	企画政策課
観光アプリにバリアフリー情報を追加するなど障がい者（児）が来島する際の対応の充実に努めます。	観光文化課
『石垣市障がい福祉のしおり』による分かりやすい情報提供を行うとともに、NPO 等が発行するパンフレット等をもとに情報提供を行います。	障がい福祉課 観光文化課
沖縄県の手話通訳者養成講座への受講を促すとともに、手話通訳奉仕員養成講座の開催と講座修了者に対するフォローの実施など、手話通訳者の育成及び資質の向上に努めます。	障がい福祉課

石垣市障がい者自立支援協議会や「障がい者週間・市民のつどい」等における関係機関等との情報交換を行い、分かりやすい情報提供のあり方について検討を行います。	障がい福祉課
石垣市立図書館において、視覚障がい者等が利用しやすい書籍等の充実に努めます。	市立図書館

基本施策（４）福祉関係団体等の活動支援

障がいのある人の当事者団体や関係団体の活動は、障がいのある人の交流や生きがいつくりの場です。また、障がいに関する多様な情報交換、会員相互の経験を活かしたアドバイスを行うなど、住み慣れた地域での自立生活を支える重要な役割を担っています。

今後とも、障がいのある人の各ライフステージにおける多様な活動を支えるため、障がい者団体の活動の周知など、円滑な団体活動の支援に努めます。

具体的な取組み	担当課
障がいのある人の社会生活を支えていくことができるよう、障がい者団体のニーズ等の把握を行うとともに活動支援に努めます。	障がい福祉課
公共施設の利用料免除など、障がい者団体の活動を支える環境整備に努めます。	障がい福祉課
「障がい者週間・市民のつどい」のほか、祭りやイベントへ障がい者団体の参加を呼びかけ、活動内容の周知に努めます。	障がい福祉課

基本施策（５）保健、医療の充実

各種健康診査や健康相談、保健師による保健指導等を通じて、障がいの原因となる疾病の予防並びに早期発見、早期治療に努めます。

乳幼児健診、保育・教育関係機関や子育て支援センターなど、子どもの発達にあわせて関わる関係者が連携し、障がいや発達の気になる子の早期把握と子どもの状況に応じて適切な発達支援ができる体制づくりに取り組みます。

障がいや難病を抱える市民が、適切な診断や治療を円滑に受けられることができるよう、沖縄県や医療関係機関との十分に連携するとともに、各種医療費助成制度の適正な給付や支給を行い、医療受診に対する費用負担の軽減を図ります。

具体的な取組み	担当課
小中学校において、健康診断や保健指導の実施とともに、子どもの心の変化に気づき対応できるよう努めます。	学校教育課
特定健診及び特定保健指導、健康相談等を通じて障がいの原因となる疾病の予防並びに早期発見、早期治療に努めます。	健康福祉センター
講演会等を通じて、ストレスや心の健康に対する正しい知識の普及等に努めるとともに、身近な場所で気軽に相談できる環境づくりを進めます。	障がい福祉課
乳幼児健康診査の充実を図るとともに、健診事後フォロー教室『にこにこ教室』を実施します。	健康福祉センター
発達の気になる子等の早期発見及び早期支援に向け、幼児教育施設の巡回訪問や加配保育士の配置、小中学校への臨床心理士の派遣などを実施します。	子育て支援課 健康福祉センター 障がい福祉課 学校教育課
「すこやか相談（総合相談）窓口」、乳幼児健診、相談機関、医療機関、学校等との連携のもと、発達支援システムを構築し、保護者への支援の充実等とともに円滑で切れ目のない支援に努めます。	健康福祉センター
自立支援医療、重度心身障害者（児）医療費助成制度について、医療機関と連携しながら周知に努めるとともに、適切な利用を促進します。	障がい福祉課
八重山保健所と連携し、難病の方に対する円滑な福祉サービスの利用へとつながるよう支援に努めます。	障がい福祉課
医療型日中一時支援事業等を通じて、介護者の負担軽減に努めます。	障がい福祉課

基本施策（6）防災・防犯対策の充実

障がいのある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、台風や地震等の災害発生時における障がい特性に配慮した情報提供や避難支援など防災対策等に取り組みます。

また障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策に取り組みます。

具体的な取組み	担当課
「石垣市地域防災計画」に基づき地域住民、関係機関との連携による避難誘導体制の確立、防災訓練の実施など災害に強い地域づくりを進めます。	防災危機管理課
障がいのある人が、緊急時に対する情報を迅速かつ正確に把握し、迅速な行動を起こすことができるよう、行政、自治会、事業所、消防等が連携し、障がいの特性に対応した情報伝達手段（防災メール等）の充実に努めます。	防災危機管理課 福祉総務課 消防本部 障がい福祉課
災害時において、要援護者も安心安全に避難生活が送れるよう、福祉避難所の適正運用に取り組みます。	福祉総務課
障がいのある人が犯罪被害等にあうことが無いように、防犯知識や悪徳商法などに対する情報提供を行うとともに、行政、警察、自治会、障がい者団体、事業所等が連携し、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。	障がい福祉課

基本目標2 すべての市民がともに活動する社会

すべての市民が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、学び、働き、余暇を楽しみ、交流を通じて互いに高め合うなど、社会のあらゆる場面でともに活動できる社会をめざします。

すべての市民がその能力を最大限に発揮し、自己実現を果たしていくことができるように、生活環境のバリアフリー化の推進、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、生きがいをもって働くことができる環境の充実、スポーツ・レクリエーション、文化活動等の充実に向けた取り組みを進めます。

【現状と課題】

〈生活環境について〉

◇関係団体アンケート調査結果

- 生活しやすい環境に向け、施設へのエレベーターの設置、バリアフリーのまちづくりを進めてほしい。

〈交流機会の充実〉

◇市民アンケート調査結果

- 地域社会での活動（市の行事、公民館・自治会・子ども会等の行事など）に参加しているかをみると、「参加しない」が65.2%で最も多く、次いで「時々参加する」の25.7%、「よく参加する」の4.7%となっています。
- 障がい種別の割合を全体の割合と比較すると、「よく参加する」では「知的障がい」で高くなる一方で、「参加しない」では「精神障がい」及び「難病」で高くなっています。
- 地域社会活動への参加状況を経年的にみると、平成26年度（6.7%）と比較して「よく参加する」という回答が2.0ポイント低下しています。
- ボランティアなど、障がいのある人と日常的に交流できる機会を増やすことで、マイノリティーへの偏見をなくし、障がい等に対する正しい理解へつながると思う。

◇関係団体アンケート調査結果

- 大がかりではなく、小さなバザーなど、身近な交流機会を作っていく。

〈療育、保育、教育について〉

◇市民アンケート調査結果

- インクルーシブ教育の推進は必要だと思うかをみると、「思う」が63.0%で最も多く、自由意見にも「学校において、小さいころから思いやる心を育むなど、インクルーシブ教育を進めてもらいたい。」との意見が見られます。
- 聴覚障がい児が特別支援学校に通っているが、手話通訳士の派遣をお願いしたい。また子どもの成長にあわせた教育を充実してほしい。

◇関係団体アンケート調査結果

- 気になる子について、子どもの状況や課題について保護者の理解が得られないケースがある。保護者の心情理解と信頼関係を築く必要がある。
- 発達が気になる子について、判断しづらいことが多々あり、専門家に関わって頂くが、保護者の承諾をえることが難しい部分がある。どのように適切な支援につなげるか課題である。
- 親に対する理解の促進、保護者に対する支援など、親が気軽に相談できる機関が少ない。
- 発達障がい児や気になる子に対する切れ目のない支援。(保育所・幼稚園→小学校→中学校→高校→就労等)

〈文化芸術、スポーツ・レクリエーションについて〉

◇市民アンケート調査結果

- 高校卒業後の子どもたちがもっと交流や充実した余暇を過ごすことができるよう、スポーツ活動等の社会との関わりをつくることのできる活動を充実させてほしい。

基本施策（１）安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域社会のなかで快適で利便性の高い日常生活や社会参加を行うことができる環境づくりが大切です。

積極的な社会参加を行うことが、市民の自然な姿であることを前提とし誰もが安全で快適な暮らしを享受できる社会となるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った生活環境のバリアフリー化を推進します。

障がいのある人の移動をより容易なものにし、社会参加を促進していくため、外出及び移動支援の充実を図ります。

具体的な取組み	担当課
ユニバーサルデザインを基本に、公園や学校施設などの整備、改築におけるバリアフリー化を進めます。	施設管理課 学務課
市営駐車場における障がい者駐車スペースの確保並びにパーキングパーミット制度の周知に努めます。	施設管理課 障がい福祉課
石垣市福祉のまちづくり条例に基づき、必要箇所への点字ブロックの敷設、道路バリアフリー化を進めます。また、誰にもでも分かりやすい案内表示板の整備に努めます。	福祉総務課 都市建設課
福祉タクシー等のニーズ把握を行うとともに、福祉バスや福祉タクシー、リフト付車輛の充実に努めます。	障がい福祉課 商工振興課 介護長寿課
外出、移動支援に関するニーズ把握を行うとともに、相談、申請受付と決定の円滑化など事業の充実に努めます。	障がい福祉課
歩道空間や点字ブロック等へバイク、自転車、荷物などを放置しないよう、福祉のまちづくりにおける「こころのバリアフリー化」に向けた啓発活動に取り組めます。	障がい福祉課
障がいのある人が安心して外出できるよう、「沖縄県バリアフリーマップ」等の周知、活用促進に努めます。	障がい福祉課

基本施策（２）交流機会の充実

障がいのある人と多くの市民が多様な機会を通して交流し、障がいに対する理解を深め、お互いの立場を尊重することができる環境づくりに取り組みます。また、障がいのある人同士が集い、活動の輪を広げ、自分らしく、生活の質を高めていくことができるよう、身近な居場所づくりを進めます。

具体的な取組み	担当課
地域活動支援センター、障がい者団体、福祉避難所兼ふれあい交流施設・結い心センター等を通じて交流機会の充実に努めます。	障がい福祉課
「障がい者週間・市民のつどい」等の行事を活用し、障がいのある、なしに関わらず全ての市民が交流を深める機会の充実に努めます。	障がい福祉課
障がいのある市民や団体等のニーズを把握し、各地域の自治公民館や公共施設の利用状況等を踏まえながら、身近な地域で気軽に集まり、交流できる居場所づくりを進めます。	障がい福祉課
石垣島まつりなど、イベントや多様な集まり等において障がいの有無にかかわらず交流できる機会の充実に努めます。	障がい福祉課 商工振興課
障がいのある市民の多様な社会参加を促進していくため、イベント会場等における障がい者専用駐車場の確保に努めます。	障がい福祉課 商工振興課
障がいに関する理解を促進するための講座を開催し、障がいのある人を支援することができる人材確保に努めます。	障がい福祉課

基本施策（3）雇用、就労支援の充実

障がいのある市民が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要です。働く意欲のある障がいのある市民がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の充実を図ります。また、一般就労が困難な者に対しては福祉的就労における工賃の向上を図るなど、総合的な支援に取り組みます。その際、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な連携を図ります。

具体的な取組み	担当課
福祉、教育、医療等から雇用への円滑な移行を推進するため、相談支援事業者や就労移行支援事業者、ハローワーク八重山、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、職業訓練、職場実習から雇用後の職場定着支援まで一貫した支援に努めます。	障がい福祉課 商工振興課
相談支援事業所、障がい者就業・生活支援センター、地域活動支援センター等との連携により、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。	障がい福祉課
障がいのある人の雇用機会の拡大を図るため、就労支援事業者等と連携し、民間企業に対する各種制度の周知や障がい者雇用の促進に向けた情報提供等に努めます。	障がい福祉課
障がいのある人を雇用している企業の事例紹介など、障がいに配慮した働きやすい職場環境づくりに向けた啓発に努めます。	障がい福祉課 商工振興課
市内の障がい者就労支援施設等における販売物品およびサービスに関する情報提供等を行い、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達の推進に努めます。	障がい福祉課
農業分野と福祉分野の課題を踏まえた上で、農家の人手不足の解消と障がいのある市民の雇用創出という双方のメリットにつながる農福連携に取り組みます。	障がい福祉課 農政経済課
一般企業での就労が困難な障がいのある人についても、福祉的就労の場の確保並びに工賃の向上に努めます。	障がい福祉課

基本施策（４）療育、保育教育環境の充実

障がいのある子どもが、一人ひとりの状況に応じて、適切で連続性のある発達支援が受けられるよう、発達支援システムの構築を進めます。

障がいのある児童生徒及び保護者の意向を考慮した上で、個々の能力や可能性を最大限に伸ばしていくため、一人ひとりのニーズに柔軟に対応し、合理的な配慮や必要な支援を受けながら学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

具体的な取組み	担当課
<p>(再掲)</p> <p>発達の気になる子等の早期発見及び早期支援に向け、幼児教育施設の巡回訪問や加配保育士の配置、小中学校への臨床心理士の派遣などを実施します。</p>	<p>子育て支援課 健康福祉センター 障がい福祉課 学校教育課</p>
<p>(再掲)</p> <p>「すこやか相談（総合相談）窓口」、乳幼児健診、相談機関、医療機関、学校等との連携のもと、発達支援システムを構築し、円滑で切れ目のない支援に努めます。</p>	<p>健康福祉センター</p>
<p>特別に支援を要する幼児・児童・生徒への個別対応と専門的立場から支援するため、必要に応じて各学校に臨床心理士・子育て相談員等を派遣します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>巡回アドバイザー及び専門家チームの支援を通じて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、合理的な配慮等を受けながら共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>個々の障がいの状況を総合的に踏まえ、本人や保護者の意向等を考慮し保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小中学校での受け入れに努めます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>
<p>個々のニーズに適切に対応できるよう、研修または連絡会等を通じて保育士、教員等の資質の向上に努めます。</p>	<p>子育て支援課 学校教育課</p>
<p>特別支援学校と連携し、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒との交流を通して違いを認めお互いを理解しあう機会の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>

基本施策（５）文化芸術、スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がいのある人が文化、芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進します。また、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康づくり、交流や余暇の充実等を図ります。

具体的な取組み	担当課
障がいのある人が気軽に参加できる環境づくりの一環として、スポーツ大会やイベント等を通して、障がいに対する理解を深め、市民相互のふれあう機会の拡充に努めます。	障がい福祉課
障がいのある人が、多様な文化芸術活動に参加することができるよう、コミュニケーション支援の充実を努めます。	障がい福祉課
障がい者スポーツ大会と障がい者美術展について広く市民に周知するとともに、隔年での開催に取り組めます。	障がい福祉課
障がい者向けの競技団体の育成を図るとともに、既存の競技団体や総合型スポーツクラブ等における障がい者の参加を促していきます。	スポーツ交流課
パラスポーツアスリートとの交流など、障がい者スポーツの普及、取り組み支援に努めます。	スポーツ交流課
障がいのある人も参加しやすいニュースポーツの普及など、スポーツ・レクリエーション活動メニューの充実を図るとともに、地域の文化芸術活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	障がい福祉課
施設のバリアフリー化など、障がいのある人が利用しやすい環境整備に努めます。	施設管理課

基本目標3 すべての市民がともに自立する社会

すべての市民が自分らしい生き方を実現していくため、障がいのある市民が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であることを踏まえ、障がいの程度や状況に応じて自立できる仕組みづくりが必要です。

住み慣れた地域で生活の質を高めながら、自立した社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの状況に応じた相談対応、住まいの確保、福祉人材の育成・確保、きめ細かな個別支援計画に基づく福祉サービス提供体制の充実を図ります。

【現状と課題】

〈相談支援について〉

◇関係団体アンケート調査結果

- 相談支援員の心のケアなど、相談支援員が安心して働き続けることができる支援を検討してほしい。

〈福祉サービスについて〉

◇市民アンケート調査結果

- 障害支援区分の認定をみると、「受けていない」が67.8%で最も多く、次いで「区分2」及び「区分3」が同率の2.7%、「区分6」の2.4%、「区分5」の2.2%等となっています。障害支援区分の認定を受けている割合は、回答者の13.1%となっています。
- 『サービスを利用して不便なことや困ったこと』の第1位は「困ったことは特にない」の39.9%、第2位は「どこでサービスを利用すれば良いのかわからなかった」の12.6%、第3位は「利用手続きが大変、手続きが分かりにくく、時間がかかる」の12.2%、第4位は「利用したいサービスが利用できなかった」の10.9%、第5位は「サービスを提供する職員の対応が不適切だった」の8.0%となっています。

◇関係団体アンケート調査結果

- 親亡き後の自立を支えるため、グループホームを増やしてほしい。

〈住まいについて〉

◇関係団体アンケート調査結果

- 団地等へ障がい者の入居を優先して欲しい。

〈経済的自立の支援〉

- 障がい者が地域で自立するために重要な施策として、「経済的支援の充実」は28.4%を占めています。

基本施策（１）相談支援体制の拡充

障がいのある人の社会的活動や質の高い自立生活の継続を支援するため、教育、福祉や保健・医療から就労支援など、多岐にわたるニーズに対し、適切に対応することができる専門性の高い相談支援体制の充実に努めます。

具体的な取組み	担当課
障がいのある人が生活の様々な悩みや困りごと等について、孤立することなく気軽に相談できるよう、相談窓口や相談内容等に関する周知徹底に努めます。	障がい福祉課
基幹相談支援センター、相談支援事業所、関係機関及び自立支援協議会の相談支援部会等と連携し、障がいの特性や一人ひとりが抱えるニーズに対応できる相談支援の充実に努めます。	障がい福祉課

基本施策（２）福祉サービスの拡充

障がいのある人が、必要なサービスを利用し自立していくことを支援していくため、相談支援による利用意向を踏まえ、適切なサービスを提供していくことができるように障がい福祉サービスの充実に努めます。

具体的な取組み	担当課
障がいのある人が個々の状況等に応じ、必要な障がい福祉サービスを主体的に選択し利用できるよう、障がいのある人のニーズ把握並びに意思決定支援に努めます。	障がい福祉課
障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、障がいのある市民の生活を支える福祉サービス量の見込みとサービス基盤の確保並びにサービスの質の向上に努めます。	障がい福祉課

※具体的な内容については、「第４章 第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」を参照

基本施策（３）住まいの確保

障がいのある人が地域で安全、安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、市営住宅におけるバリアフリー化、障がい福祉施設から地域生活への移行を支えるグループホームの確保など、障がい特性に応じた住まいの確保に努めます。

具体的な取組み	担当課
市営住宅の建て替えに際して、バリアフリー対応による整備に努めます。	障がい福祉課 都市建設課
市営住宅については、障がいのある人への優先的選考（抽選時の配慮）を行います。	施設管理課
住宅改修に関する助成制度の周知を図り、自立した地域生活の継続を支援します。	障がい福祉課
障害福祉計画に基づき、グループホームの整備の促進を図ります。	障がい福祉課
住宅入居等支援事業を通じて、障がいのある人の民間住宅への入居を支援します。	障がい福祉課

基本施策（４）福祉人材の育成・確保

障がいのある人の人権と権利を尊重し、利用者本位の福祉サービスを提供していくためには、専門的知識を備え、障がいのある人及びその家族等の生活の質を高めることができる人材育成が必要です。

そのため、関係機関等との連携による研修会等を通じた資質の向上並びにボランティアを含む人材の確保に向けた取り組みを進めます。

具体的な取組み	担当課
障がい種別や状況に応じた適切な支援を行うため、相談支援において臨床心理士や社会福祉士など専門職の配置に努めます。	障がい福祉課
事業者や関係機関等と連携し、研修やセミナー等を通じた福祉人材の資質の向上に取り組みます。	障がい福祉課
小中学校における福祉体験学習の充実を図るため、学校からの依頼に応えることができる人材確保に努めます。	障がい福祉課

基本施策（５）経済的支援の推進

障がいのある人の経済的な負担を軽減していくため、各種制度の周知並びに既存の各種手当、助成制度の経済支援を実施します。

また、受給対象となる方が適正な受給や給付を受けることができる周知活動の一層の充実を図るとともに、給付や受給に関わる説明を丁寧にわかりやすく伝えるための工夫に努めます。

具体的な取組み	担当課
特別障害者手当等や自立支援医療については、市のホームページや広報誌への掲載、医療機関と協力するなど制度の周知に努めます。	障がい福祉課
重度心身障害者（児）医療費の助成制度については、各種手帳の申請・交付時に合わせて案内を行うとともに、申請手続きの改善を図るなど、利用者の負担軽減に努めます。	障がい福祉課

第4章 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

1. 国の基本的な考え方

国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方を以下に整理します。

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

(3) 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障がい者等支援の一層の充実
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障がい福祉サービス等の質の向上

2. 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の評価

第5期障がい福祉計画・第1期障害児福祉計画の成果目標等について、令和元年度実績をもとに達成状況の評価を行います。

(1) 成果目標に基づく評価

①福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度の施設入所者数(87人)を基準に、令和2年度における施設入所者数を100人(13人増)、地域移行数2人(地域移行目標2.3%)が目標として設定されていました。令和元年度の施設入所数は88人で1人の増加となっています。地域移行数は4人、移行者数は目標の倍となっています。

■福祉施設入所者の地域生活への移行

	基準年 (H28年度末)	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
施設入所者数	87人	100人	88人	
削減見込み目標値		-13人		—
地域移行目標数		2人	4人	
H28年度から地域移行する目標割合		2.3%	4.6%	200.0%

②地域生活に関する支援について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、令和2年度末までの「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」が目標として位置づけられており、令和元年度末時点では未設置となっています。

地域生活支援拠点等についても令和2年度末までの設置が目標として位置づけられており、令和元年度末時点では未設置となっています。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末までに設置	未設置	—

■地域生活支援拠点等の整備

	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
地域生活支援拠点または居住支援の機能を備えた複数事業所・機関による面的体制の整備	令和2年度末までに設置	未設置	—

③福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への年間移行者数は、平成28年度の2人に対して令和2年度末の3人が目標となっています。令和元年度の実績は10人と目標を大きく上回っています。

就労に関する達成率は、概ね目標値以上となっています。

■福祉施設から一般就労への移行等

	基準年 (H28年度末)	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
年間の一般就労移行者数	2人	3人	10人	
H28実績値からの伸び		1.5倍	3.3倍	222%
障害者就労移行支援事業所の利用者数	1人	5人	4人	
H28実績値からの伸び		5倍	4倍	80%

	基準年 (H27年度末)	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
管内（市内）就労移行支援事業所数	2か所	1か所	1か所	
就労移行率が3割以上の事業所数	0か所	1か所	1か所	100%
就労移行率3割以上の事業所が全体に占める割合		100%	100%	100%
就労定着支援利用見込み者数		10人	9人	90%
職場定着人数		5人	6人	120%
支援開始から1年後の職場定着率		50%	67%	134%

④障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援に係る体制の充実を図るため、児童発達支援センターを令和2年度中に設置することを目標としており、令和元年度においては未設置となっています。

「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」、「主な重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保健、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」については、達成済みとなっています。

■障害児支援の提供体制の整備等

	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
児童発達支援センターの設置	1か所設置	未設置	—
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	H29年度より実施	構築済み	100%
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	R2年度までに確保	確保済み	100%
医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	H30までに設置	設置済み	100%

(2) 障がい福祉サービスの見込量と実績値

①訪問系サービス

訪問系サービスの計画期間の利用量の実績値は、見込みの28%~152%となっており、「重度訪問介護」は、実績値が見込みを上回っています。「重度障害者等包括支援」の利用は見込んでおらず、実績はあがりません。

■訪問系サービス

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
居宅介護	見込量	126	2,091	125	2,075	123	2,041
	実績値	100	1,838	95	1,704	100	1,800
	充足率	79.4%	87.9%	76.0%	82.1%	81.3%	88.2%
重度訪問介護	見込量	3	1,411	3	1,411	3	1,411
	実績値	4	1,453	6	2,153	6	2,150
	充足率	133.3%	103.0%	200.0%	152.6%	200.0%	152.4%
行動援護	見込量	8	360	9	405	10	450
	実績値	6	343	5	116	6	230
	充足率	75.0%	95.3%	55.6%	28.6%	60.0%	51.1%
同行援護	見込量	4	124	4	124	4	124
	実績値	5	60	4	89	4	85
	充足率	125.0%	48.4%	100.0%	71.8%	100.0%	68.5%
重度障害者等包括支援	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	-	-	-	-	-	-

②日中活動系サービス

日中活動系サービスのうち、「自立訓練（生活訓練）」の利用量は、見込みに対して半分以下の実績となる一方、「自立訓練（生活訓練）」は利用を見込まない中、期間中1人が利用しています。

「就労移行支援」は、実績が見込みを上回るものの、その他サービスは見込みと実績に大きな乖離は見られません。

■日中活動系サービス

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
生活介護	見込量	134	3,082	134	3,082	134	3,082
	実績値	122	2,366	120	2,401	121	2,178
	充足率	91.0%	76.8%	89.6%	77.9%	90.3%	70.7%
自立訓練（機能訓練）	見込量	0	0	0	0	0	0
	実績値	1	21	1	23	1	22
	充足率	-	-	-	-	-	-
自立訓練（生活訓練）	見込量	30	690	35	805	40	920
	実績値	26	265	19	218	22	225
	充足率	86.7%	38.4%	54.3%	27.1%	55.0%	24.5%
就労移行支援	見込量	10	115	10	115	10	115
	実績値	19	356	8	159	10	200
	充足率	190.0%	309.6%	80.0%	138.3%	100.0%	173.9%
就労継続支援A型	見込量	110	2,530	120	2,760	130	2,990
	実績値	79	1,490	78	1,461	80	1,510
	充足率	71.8%	58.9%	65.0%	52.9%	61.5%	50.5%
就労継続支援B型	見込量	165	3,795	170	3,910	175	4,025
	実績値	182	3,490	194	3,630	195	3,705
	充足率	110.3%	92.0%	114.1%	92.8%	111.4%	92.0%
就労定着支援	見込量	10	-	15	-	15	-
	実績値	0	-	0	-	0	-
	充足率	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-
療養介護	見込量	9	-	9	-	9	-
	実績値	9	-	9	-	9	-
	充足率	100.0%	-	100.0%	-	100.0%	-
短期入所	見込量	20	250	30	320	30	320
	実績値	17	274	19	254	18	270
	充足率	85.0%	109.6%	63.3%	79.4%	60.0%	84.4%

③居住系サービス

「施設入所支援」は見込みより実績が下回っています。「共同生活援助（グループホーム）」については、見込みに対して徐々に利用が増えており、平成30年度から始まった「自立生活援助」については、実績がみられません。

■居住系サービス

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
自立生活援助	見込量	10	-	10	-	10	-
	実績値	0	-	0	-	0	-
	充足率	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	50	-	55	-	60	-
	実績値	25	-	22	-	45	-
	充足率	50.0%	-	40.0%	-	75.0%	-
施設入所支援	見込量	100	-	100	-	100	-
	実績値	88	-	88	-	88	-
	充足率	88.0%	-	88.0%	-	88.0%	-

④相談支援サービス等

「計画相談支援」について、見込みと実績に大きな開きはみられません。「地域定着支援」と「地域移行支援」の利用は見られません。

■相談支援サービス等

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
計画相談支援	見込量	147	-	163	-	181	-
	実績値	120	-	153	-	150	-
	充足率	81.6%	-	93.9%	-	82.9%	-
地域移行支援	見込量	1	-	1	-	1	-
	実績値	0	-	0	-	0	-
	充足率	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-
地域定着支援	見込量	1	-	1	-	1	-
	実績値	0	-	0	-	0	-
	充足率	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-

⑤障がい児サービス

障がい児サービス利用量は、見込みより実績が下回っています。

■障がい児サービス

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
児童発達支援	見込量	56	1,014	66	1,166	76	1,328
	実績値	46	484	42	406	40	457
	充足率	82.1%	47.7%	63.6%	34.8%	52.6%	34.4%
医療型児童発達支援	見込量	0	0	0	0	3	36
	実績値	0	0	0	0	0	0
	充足率	-	-	-	-	0.0%	0.0%
放課後等デイサービス	見込量	196	4,224	206	4,434	216	4,644
	実績値	106	1,466	120	1,488	120	1,500
	充足率	54.1%	34.7%	58.3%	33.6%	55.6%	32.3%
保育所等訪問支援	見込量	10	10	20	20	30	30
	実績値	5	5	1	1	2	4
	充足率	50.0%	50.0%	5.0%	5.0%	6.7%	13.3%
居宅訪問型児童発達支援	見込量	0	0	0	0	4	-
	実績値	0	0	0	0	0	-
	充足率	-	-	-	-	0.0%	-
障害児相談支援	見込量	56	-	62	-	68	-
	実績値	51	-	45	-	47	-
	充足率	91.1%	-	72.6%	-	69.1%	-

(3) 地域生活支援事業の見込量と実績値

地域生活支援事業の各事業については、概ね計画通りの実施となっています。

第5期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込み量及び実績

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数
理解促進研修・啓発事業	単位 回、人	見込量	1	700	1	700	1	700
		実績値	1	700	1	950	1	700
		充足率	100.0%	100.0%	100.0%	135.7%	100.0%	100.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
自発的活動支援事業	単位 箇所、人	見込量	1	40	1	40	1	40
		実績値	1	25	1	24	1	25
		充足率	100.0%	62.5%	100.0%	60.0%	100.0%	62.5%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			箇所		箇所		箇所	
障害者相談支援事業	単位 箇所	見込量	4		4		4	
		実績値	4		3		3	
		充足率						

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			箇所	利用者数	箇所	利用者数	箇所	利用者数
基幹支援センター	単位 箇所	見込量	1		1		1	
		実績値	1	103	1	157	2	160
		充足率	100.0%		100.0%		200.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所		実施箇所		実施箇所	
基幹相談支援センター等 機能強化事業	単位 箇所	見込量	1		1		1	
		実績値	1		1		1	
		充足率						

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
住宅入居等支援事業	単位 箇所	見込量	1	25	1	25	1	25
		実績値	1	23	1	17	1	25
		充足率	100.0%	92.0%	100.0%	68.0%	100.0%	100.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			人		人		人	
成年後見制度利用支援事業	単位 人	見込量	1		1		1	
		実績値	1		3		3	
		充足率	100.0%		300.0%		300.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			件		件		件	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	単位 件	見込量	440		440		440	
		実績値	364		323		440	
		充足率	82.7%		73.4%		100.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			人		人		人	
手話通訳者設置事業	単位 人	見込量	2		2		2	
		実績値	2		2		2	
		充足率	100.0%		100.0%		100.0%	

日常生活用具給付等事業

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			件		件		件	
介護・訓練支援用具	単位 件	見込量	4		4		4	
		実績値	2		0		4	
		充足率	50.0%		0.0%		100.0%	
			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			件		件		件	
自立生活支援用具	単位 件	見込量	12		12		12	
		実績値	37		8		12	
		充足率	308.3%		66.7%		100.0%	
			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			件		件		件	
在宅療養等支援用具	単位 件	見込量	8		8		8	
		実績値	5		6		8	
		充足率	62.5%		75.0%		100.0%	
			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			件		件		件	
情報・意思疎通支援用具	単位 件	見込量	44		44		44	
		実績値	41		19		32	
		充足率	93.2%		43.2%		72.7%	
			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			件		件		件	
排泄管理支援用具	単位 件	見込量	620		620		620	
		実績値	981		686		620	
		充足率	158.2%		110.6%		100.0%	
			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			件		件		件	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	単位 件	見込量	1		1		1	
		実績値	0		0		2	
		充足率	0.0%		0.0%		200.0%	
			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			受講者	登録者	受講者	登録者	受講者	登録者
手話奉仕員養成研修事業	単位 人	見込量	13	(11)	13	(2)	13	(11)
		実績値	0		19	(8)	13	(11)
		充足率	0.0%	0.0%	146.2%	400.0%	100.0%	100.0%
			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
移動支援事業	単位 人、時間	見込量	53	2,380	54	2,420	55	2,460
		実績値	51	303	45	256	46	265
		充足率	96.2%	12.7%	83.3%	10.6%	83.6%	10.8%
			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			事業箇所	利用者数	事業箇所	利用者数	事業箇所	利用者数
地域活動支援センター	単位 箇所、人	見込量	1	110	1	105	1	100
		実績値	1	85	1	71	1	100
		充足率	100.0%	77.3%	100.0%	67.6%	100.0%	100.0%

第5期障害福祉計画における地域生活支援事業（任意事業）の見込み量及び実績

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
福祉機器リサイクル事業	単位 回、人	見込量	1	10	1	10	1	10
		実績値	1	19	1	19	1	10
		充足率	100.0%	190.0%	100.0%	190.0%	100.0%	100.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
日中一時支援事業	単位 箇所、人	見込量	8	16	8	18	8	20
		実績値	8	16	8	16	8	20
		充足率	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			訪問箇所	利用者数	訪問箇所	利用者数	訪問箇所	利用者数
巡回支援専門員整備事業	単位 箇所	見込量	14	65	15	69	16	73
		実績値	11	50	13	70	16	73
		充足率	78.6%	76.9%	86.7%	101.4%	100.0%	100.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	単位 箇所	見込量	1	200	1	200	1	200
		実績値	1	276	1	325	1	200
		充足率	100.0%	138.0%	100.0%	162.5%	100.0%	100.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
文化芸術活動振興事業	単位 箇所	見込量	1	80	1	80	1	80
		実績値	1	86	1	81	1	80
		充足率	100.0%	107.5%	100.0%	101.3%	100.0%	100.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所		実施箇所		実施箇所	
点字・声の広報等発行事業	単位 箇所	見込量	1		1		1	
		実績値	1		1		1	
		充足率	100.0%		100.0%		100.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所	受講者数	実施箇所	受講者数	実施箇所	受講者数
要約筆記奉仕員養成研修事業	単位 人	見込量	1	7	1	5	1	5
		実績値	1	3	0	0	0	0
		充足率	100.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			件		件		件	
自動車運転免許取得・改造 助成事業	単位 件	見込量	2		2		2	
		実績値	0		1		1	
		充足率	0.0%		50.0%		50.0%	

			平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
更生訓練費給付事業	単位 人	見込量	1	240	1	240	1	240
		実績値	0	0	0	0	0	0
		充足率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

3. 成果目標の設定（令和5年度末の目標）

（1）施設入所者の地域生活への移行

〈基本指針〉

- ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

施設入所支援は、重度障がいのある人の夜間における日常生活の場としてニーズの高いサービスですが、石垣市内の入所施設は常に満床状態が続いており、待機者も常にいる状態です。地域移行を図るためには、グループホームが重要な役割となりますが、市内のグループホームもわずかに出た空きもすぐに埋まってしまいう現状にあります。在宅生活の継続が困難な人を受け入れる住まいの場の確保を図るため、グループホームの整備促進を図りますが、介護負担及び家族（介護者）の高齢化を理由とする待機者が減らない状況にあります。現在、実施している住宅入居支援事業を推進し、住まい確保が難しい障がい者への支援も図ります。

■石垣市における目標値

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	88人	令和元年度末（R2.3.31現在）の入所者数
目標年度入所者数(B)	88人	令和5年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	0人	0% $C=A-B=E-D$ （国指針：目標1.6%以上削減）
新規入所者数(D)	12人	令和3年～令和5年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	12人	令和3年～令和5年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	6人	7% (E)のうち、地域移行目標者（国指針：目標6%以上移行）

削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

- ・現入所者数 88人は施設入所支援の利用者数
- ・新規入所者数 12人＝年4人×3ヶ年
- ・退所者数 12人＝年4人×3ヶ年
- ・地域移行数 6人＝年2人×3ヶ年（グループホーム利用による移行を想定）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、障がい者自立支援協議会の住まい・地域移行支援部会を活用し、令和3年度に設置します。

事 項	回数又は人数		
	令和3年	令和4年	令和5年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	9	9	9
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	2	2

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

〈基本指針〉

- ・各市町村及び各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点について、石垣市における複数の機関が分担して機能を担うこと（面的整備型）で、令和3年度中の整備を目指します。

事 項	回数		
	令和3年	令和4年	令和5年
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

〈基本指針〉

- ・令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を令和元年度実績の1.27倍以上
- ・令和5年度末の就労移行支援事業所の一般就労への移行を令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)
- ・令和5年度末の就労継続支援A型から一般就労への移行を令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)
- ・令和5年度末の就労継続支援B型から一般就労への移行を令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)

- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上

石垣市障がい者自立支援協議会就労支援部会並びに八重山圏域障害者自立支援連絡会議就労部会の場を活用して、就労に係る関係機関と障がい者の一般就労や定着支援についての企業の理解促進、定着支援に向けて連携して取り組みます。

一般就労へ向けて、就労支援事業所と意見交換を図り、実践的な就労支援や企業側の希望を踏まえた取組につなげていけるよう取り組みます。

ア 福祉施設から一般就労への移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数	10 人	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和5年度)における年間一般就労移行者数	15 人 1.50倍	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：令和元年度実績の1.27倍以上)

イ 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	4 人	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	6 人 1.50倍	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)の増加)

ウ 令和5年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援A型から一般就労への移行者数	6 人	令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	8 人 1.33倍	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)の増加)

エ 令和5年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援B型から一般就労への移行者数	0 人	令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	1 人	令和5年度末の一般就労への移行実績 (国指針：令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)の増加)

オ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	0 人	国指針：令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
令和5年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	1 か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成30年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成30年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和5年度末における就労移行率が八割以上の就労支援事業所の数	1 か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

〈基本指針〉

- ・各市町村に児童発達支援センターを少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

①重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置

児童発達支援センター設置に向けて、平成30年度より石垣市障がい者自立支援協議会等による協議を行い、平成30年度末にはワーキンググループによる協議を行ってきました。今後も協議を続けセンター設置に向けた事業所との調整等を行い、令和5年度中の整備をめざします。

②保育所等訪問支援の充実

平成29年度より保育所等訪問支援（1事業所）が展開されています。今後は、希望する利用者へ丁寧な対応ができるよう、石垣市障がい者自立支援協議会等において協議を行います。また、事業所増についても関係機関との連携を図りながら取り組みます。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、現在、1事業所が受け入れを行っています。しかし、対応可能な設備の確保や専門職人材の確保等の課題はあるため、石垣市障がい者自立支援協議会こども部会等を活用し、現状の確認を行い事業の実施に向けて連携を図ります。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

石垣市障がい者自立支援協議会こども部会を協議の場と位置付け、平成30年度に設置しています。

また医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和5年度中に1人の配置をめざします。

事 項	設置人数	配置時期及び人数		
		令和3年	令和4年	令和5年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1			1

⑤発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に対する支援に関して、以下の3項目について令和5年度末の見込みを設定しています。

事項	数値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	20人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況等を勘案し、令和5年度の受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	5人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況等の数を勘案し、令和5年度のペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	0人	現状のピアサポートの活動状況等の数を勘案し、令和5年度の活動への参加数の見込みを設定する。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

〈基本指針〉

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- ・これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。
- ・担い手としては、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」事業も示されている。

石垣市の一般・特定相談支援事業所並びに相談支援専門員は減少傾向にあります。基幹相談支援センターについては直営で1ヶ所設置しており、令和2年度からは民間事業所1ヶ所へ委託を行っています。

今後、行政と民間と連携を図りながら、定期開催している相談支援事業所連絡会や石垣市障がい者自立支援協議会相談支援部会を活用し、地域の相談支援体制の強化に向けて取り組んでいきます。

事 項	実施時期		
	令和3年	令和4年	令和5年
ア 総合的・専門的な相談支援の実施			
総合的・専門的な相談支援の実施見込み(か所数)	2	2	2
イ 地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	2	2	2
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

(7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

〈基本指針〉

- ・ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
- ・ 自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

沖縄県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ毎年度6人の参加をめざします。

事 項	参加時期及び人数		
	令和3年	令和4年	令和5年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	6	6	6

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

請求チェックシステム（オクトパス）で国保連合会のデータをチェックし、過誤分等について事業所等と確認、調整を行い請求の修正を行っています。年に1回は事業所等との共有のための場を設けるものとします。

事 項	回数		
	令和3年	令和4年	令和5年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	1	1	1

4. 障がい福祉サービス等見込み量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばい傾向にあります。令和元年度は利用者が95人となっており、第6期では現在の状況を勘案し、利用人数を各年5人増と見込んでいます。また、利用量は1人あたり月18時間利用するものとして算定しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
居宅介護	利用者数	95	100	105	110	115
	利用量	1,704	1,800	1,890	1,980	2,070

② 重度訪問介護

【見込み量算出の考え方】

利用実績は微増で推移しており、第6期の利用人数は各年1人増と見込んでいます。現在、24時間対応事業所があるため、支給決定基準を超えた利用者が複数おり、令和2年度見込みは令和元年度実績に基づき算定しています。第6期の利用量については1人あたり基本基準量の区分6の月212時間利用するものとして算定します。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
重度訪問介護	利用者数	6	6	7	8	9
	利用量	2,153	2,150	2,362	2,574	2,786

③ 行動援護

【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばいで推移しており、第6期の利用人数は各1人増と見込んでいます。利用量は1人あたり月23時間利用するものとして算定しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
行動援護	利用者数	5	6	7	8	9
	利用量	116	230	253	276	299

④ 同行援護

【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばいで推移しており、第6期の利用人数は各年度1人増と見込んでいます。利用量は1人あたり月21時間利用するものとして算定しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
同行援護	利用者数	4	4	5	6	7
	利用量	89	85	106	127	148

⑤重度障がい者等訪問支援

【見込み量算出の考え方】

本市においては、現在事業所がなくサービスが実施されていないため、計画期間中の利用を見込んでいません。今後の状況及びニーズを踏まえながら、サービスの提供について検討していきます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばいで推移しており、第6期の利用人数は各1人増と見込んでいます。利用量は1人あたり月18日利用するものとして算定しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
生活介護	利用者数	120	121	122	123	124
	利用量	2,401	2,178	2,196	2,214	2,232

②自立訓練（機能訓練）

【見込み量算出の考え方】

実績は島外での利用によるもので、石垣市内での利用実績はありません。第6期の見込みについても、現状の1人とします。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
自立訓練（機能訓練）	利用者数	1	1	1	1	1
	利用量	23	22	22	22	22

③自立訓練（生活訓練）

【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばいで推移しており、第6期の利用人数は各年度1人増と見込んでいます。利用量は1人あたり月11日利用するものとして算定しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
自立訓練（生活訓練）	利用者数	19	22	23	24	25
	利用量	218	225	236	247	258

④就労移行支援

【見込み量算出の考え方】

利用実績は減少しており、令和2年度の見込み数は令和元年度の実績を元に算定しました。第6期の利用人数は各年1人増で見込んでいます。利用量は1人あたり月20日利用するものとして算定しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
就労移行支援	利用者数	8	10	11	12	13
	利用量	159	200	220	240	260

⑤就労継続支援（A型）

【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばいで推移しており、第6期の利用人数は各1人増と見込んでいます。利用量は1人あたり月18日利用するものとして算定しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
就労継続支援（A型）	利用者数	78	80	81	82	83
	利用量	1,461	1,510	1,528	1,546	1,564

⑥就労継続支援（B型）

【見込み量算出の考え方】

利用実績は増加傾向にあります。第6期の利用人数は現状を勘案し、利用人数を各年5人増と見込んでいます。利用量は、1人あたり月19日利用するものとして算定しています。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
就労継続支援（B型）	利用者数	194	195	200	205	210
	利用量	3,630	3,705	3,800	3,895	3,990

⑦就労定着支援

【見込み量算出の考え方】

本市においては、現在事業所がなくサービスが実施されていないため、計画期間中の利用を見込んでいません。今後の状況及びニーズを踏まえながら、サービスの提供について検討していきます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
就労定着支援	利用者数	0	0	0	0	0

⑧療養介護

【見込み量算出の考え方】

現在、石垣市内には事業所がなく、沖縄本島での利用となっています。現行の利用状況が継続するものと見込んでいます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
療養介護	利用者数	9	9	9	9	9

⑨短期入所

【見込み量算出の考え方】

利用実績は横ばい傾向にあります。第6期の利用人数は現状を勘案し、利用人数を各年1人増と見込んでいます。利用量については、基本基準量の月7日利用するものとして算定しています。

短期入所（医療型）については、現在事業所がなくサービスが実施されていないため、計画期間中の利用を見込んでいません。今後の状況及びニーズを踏まえながら、サービスの提供について検討していきます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
短期入所（福祉型）	利用者数	19	18	19	20	21
	利用量	254	270	277	284	291
短期入所（医療型）	利用者数	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0

（3）居住系サービス

【見込み量算出の考え方】

石垣市内には「共同生活援助（グループホーム）」が8事業所あり、年々増加傾向にあります。令和2年度より日中サービス支援型グループホームが開設し今後も増が見込まれるため、第6期では各年5人増を見込んでいます。精神障がい者の利用者数については、過去平均の割合60%で第6期は算定しています。

「施設入所支援」は利用実績は横ばいで推移しており、成果目標で定めた施設入所者数を踏まえ、第6期の利用人数は現状で推移すると見込んでいます。

「自立生活援助」については、現在事業所がなくサービスが実施されていないため、計画期間中の利用を見込んでいません。今後の状況及びニーズを踏まえながら、サービスの提供について検討していきます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	22	45	50	55	60
	※うち精神障害者の利用者数	13	27	30	33	36
施設入所支援	利用者数	88	88	88	88	88
自立生活援助	利用者数	0	0	0	0	0
	※うち精神障害者の利用者数	0	0	0	0	0

(4) 相談支援サービス等

【見込み量算出の考え方】

計画相談支援の利用実績は年々増加傾向にあります。第6期では現状を勘案し、各年5人増で見込んでいます。

地域移行支援及び地域定着支援の事業所は、現在本市にありませんが、沖縄県が設定する精神科長期入院患者の地域移行の目標数（石垣市2人）を踏まえ利用者数を見込んでいます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
計画相談支援	利用者数	153	150	155	160	165
地域移行支援	利用者数	0	0	1	1	2
※うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	1	1	2
地域定着支援	利用者数	0	0	1	1	1
※うち精神障害者の利用者数	利用者数	0	0	1	1	1

(5) 障がい児サービス

【見込み量算出の考え方】

児童発達支援の利用実績は横ばいで推移しており、利用人数は各年度1人増と見込んでいます。利用量は1人あたり月10日として算定しています。

放課後等デイサービスの利用実績は年々増加傾向にあります。令和元年には事業所が1増となったことを勘案し、各年度5人増で見込んでいます。利用量は1人あたり月13日として算定しています。

保育所等訪問支援は現在、1事業所が実施しています。今後も利用者数の増が見込まれるため、各年2人の増加を見込んでいます。利用量は1人あたり月2日として算定しています。

居宅訪問型児童発達支援は現在、石垣市内には事業所がありません。今後の状況やニーズを見ながら、各年1人を見込みサービス展開等について検討します。

障害児相談支援は、新規利用者が増加傾向にあるため、各年度1人増を見込んでいます。医療型児童発達支援は現在、石垣市内には事業所がなく、また利用実績もないため利用を見込んでいません。今後の状況やニーズを見ながら、サービス展開等について検討します。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
児童発達支援	利用者数	42	40	41	42	43
	利用量	406	457	467	477	487
医療型児童発達支援	利用者数	0	0	0	0	0
	利用量	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数	120	120	125	130	135
	利用量	1,488	1,500	1,565	1,630	1,695
保育所等訪問支援	利用者数	1	2	4	6	8
	利用量	1	4	8	12	16
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	1	1	1
障害児相談支援	利用者数	45	47	48	49	50

5. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者週間・市民のつどいを開催するとともに、事業所・団体のブースを設置することにより多くの市民への啓発活動を実施します。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
理解促進研修・啓発事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込 み者数	950	700	700	700	700

(2) 自発的活動支援事業

委託にて実施しており、利用者は横ばいの傾向にあります。第6期においては、現状の利用者からの微増を見込みます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
自発的活動支援事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込 み者数	24	25	26	27	28

(3) 相談支援事業

第6期においても、直営1ヶ所、委託3ヶ所の体制で相談を実施します。

基幹相談支援センターは、令和2年度より直営1ヶ所、委託1ヶ所の体制で取り組んでおり、利用者については、増加傾向にあることから各年度10人増を見込んでいます。

機関相談支援センター等機能強化事業として、直営の基幹相談支援センターに相談員を2人配置し、事業を継続します。

住宅入居等支援事業は現在、実施事業所が1ヶ所あり、今後も利用者の増が見込まれるため、各年度1人増を見込んでいます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
(ア) 相談支援事業						
障害者相談支援事業	実施見込み 箇所数	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	1	2	2	2	2
	実利用見込 み者数	157	160	170	180	190
(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込 み者数	2	2	2	2	2
(ウ) 住宅入居等支援事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込 み者数	17	25	26	27	28

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用者は年々増加傾向にあり、第6期でも各年度1人増を見込んでいます。法人後見は実施する事業所がなく、見込みは0としています。第6期では後見受任者の不足を見込み、事業について関係機関と連携し、調整に取り組みます。

		第5期		第6期		
		令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	3	3	4	5	6

(5) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の利用実績に基づき、第6期において各年度400人を見込んでいます。

手話通訳者設置事業では、第6期において各年度2人の通訳者の確保をめざします。

		第5期		第6期		
		令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数	323	440	400	400	400
(イ) 手話通訳者設置事業	実施見込み箇所数	2	2	2	2	2

(6) 日常生活用具給付等事業

日常生活用具については、利用件数に年度ごとに増減があるため、直近の利用実績の平均を利用件数と見込んでいます。

		第5期		第6期		
		令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
(ア) 介護・訓練支援用具	実利用見込み件数	0	4	4	4	4
(イ) 自立生活支援用具	実利用見込み件数	8	12	17	17	17
(ウ) 在宅療養等支援用具	実利用見込み件数	6	8	8	8	8
(エ) 情報・意思疎通支援用具	実利用見込み件数	19	32	34	34	34
(オ) 排泄管理支援用具	実利用見込み件数	686	620	720	720	720
(カ) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	実利用見込み件数	0	2	2	2	2

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、利用実績に基づき第6期において各年度15人の受講者数を見込みます。講習修了者へのフォローアップを実施し、各年度5人の登録者を見込みます。

		第5期		第6期		
		令和元年度実績	令和2年度見込	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
手話奉仕員養成研修事業	実利用見込み者数	19(8)	13(11)	15(5)	15(5)	15(5)

※ () 内は登録見込み者数

(8) 移動支援事業

事業実績は減少傾向にあり、第6期では利用状況を勘案し、各年1人増を見込んでいます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
移動支援事業	実利用見込み者数	45	46	47	48	49
	延べ利用見込み時間数	256	265	270	275	280

(9) 地域活動支援センター

現在、センターは1ヶ所設置しております。利用者については減少傾向ですが、センターと連携し利用者増へ取り組み、第6期において各年度100人を見込んでいます。

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
地域活動支援センター	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	71	100	100	100	100

(10) 任意事業

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
福祉機器リサイクル事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	19	10	10	10	10

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
日中一時支援事業	実施見込み箇所数	8	8	8	8	8
	実利用見込み者数	16	20	20	20	20

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
巡回支援専門員整備事業	見込み訪問箇所数	13	16	16	16	16
	実利用見込み者数	70	73	73	73	73

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	325	200	200	200	200

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
文化芸術活動振興事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1
	実利用見込み者数	81	80	80	80	80

		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
点字・声の広報等発行事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1	1
		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
要約筆記奉仕員養成研修事業	実施見込み 箇所数	0	0	1	1	1
	実受講見込 み者数	0	0	5	5	5
		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用見込 み件数	0	1	2	2	2
		第5期		第6期		
		令和元年度 実績	令和2年度 見込	令和3年度 見込	令和4年度 見込	令和5年度 見込
更生訓練費給付事業	実施見込み 箇所数	0	0	1	1	1
	実利用見込 み者数	0	0	240	240	240

6. 子ども・子育て支援に関わる体制の構築

全ての子どもが健やかに成長することを支援するため、子ども・子育て支援の利用を希望する障がいのある子どもと保護者の希望に応えることができる体制の構築が求められます。

子ども・子育て支援に関わる体制の構築にあたっては、「保育所」、「認定こども園」、「放課後児童健全育成事業」、「幼稚園」について、利用実績を踏まえて利用人数を以下のように見込んでいます。

障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

事 項	令和元年度末 の実績 (人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	12	14	14	14
認定こども園	3	3	3	3
放課後児童健全育成事業	16	19	19	19
幼稚園	0	1	1	1

医療的ケア児の人数(令和2年4月1日現在)

0歳以上 ～3歳未満	3歳以上 ～6歳未満	6歳以上 ～18歳未満	合計
3	1	4	7

第5章 計画推進にあたって

1. 庁内における横断的推進体制の充実

障がいのある人の日常生活及び社会生活を支援するには、福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、雇用など、多岐にわたる施策の展開が必要となります。

本市の関係課及び関係機関との横断的な連携の充実を図り、本計画の着実な推進に努めます。

2. 地域との連携

障がいのある人が、一人ひとりの特性に応じた自立と社会参加を進め、住み慣れた地域で生き生きと暮らすためには、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を促すとともに、地域との連携が重要となります。

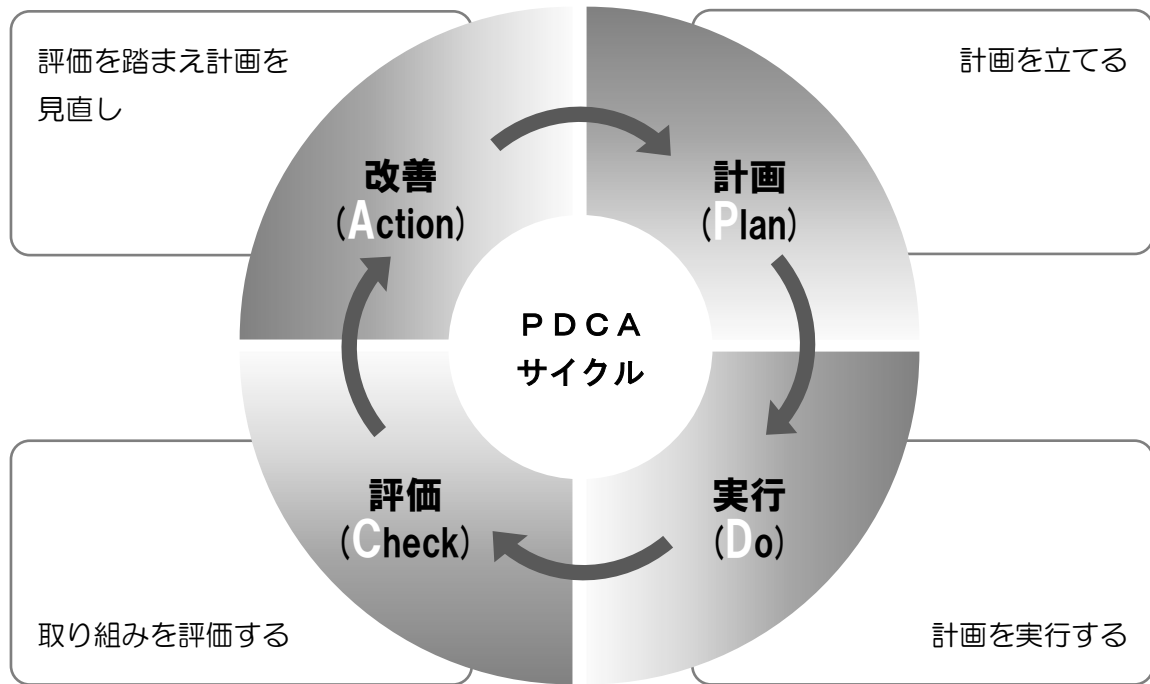
そのため、行政機関、石垣市社会福祉協議会をはじめとする福祉関係機関、医療機関、民生委員・児童委員や地域団体、障がい者団体、各種相談員、ボランティア団体、サービス提供事業所、企業等と連携強化を図ります。

3. 新型コロナウイルス等感染症防止対策

^{しんがた}新型コロナウイルス感染症その他の感染症対策として、国や県、事業所等と連携し、感染症の各段階に応じた適切な情報提供並びに感染症防止対策の啓発に努めます。

4. 計画の進行管理

計画に基づく障がい福祉施策の実効性を高めるため、障がい福祉課において、取り組みの進捗状況の取りまとめを行うとともに、石垣市障がい者自立支援協議会から意見を聴取し、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行います。



■資料編

1. 第5次石垣市障がい者福祉計画・第6期石垣市障害福祉計画・第2期石垣市障害児福祉計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和2年2月25日	第1回調整会議
令和2年3月16日	石垣市障がい者福祉計画策定にかかるアンケート実施
令和2年3月31日	アンケート集計
令和2年6月15日	第2回調整会議
令和2年7月22日	第1回石垣市障がい者自立支援協議会
令和2年7月22日	第3回調整会議
令和2年8月26日	策定委員会委員委嘱状交付式・市長より諮問・第1回策定委員会
令和2年9月17日	障害福祉計画・障害児福祉計画の目標指標等に関するヒアリング (沖縄県障害福祉課が実施)
令和2年10月1日	事業所等アンケート調査 ～令和2年11月30日まで
令和2年10月28日	第2回策定委員会
令和2年10月28日	第4回調整会議
令和3年1月13日	第3回策定委員会(書面開催)
令和3年1月20日	パブリックコメント実施 ～令和3年2月18日まで
令和3年2月19日	第4回策定委員会
令和3年2月19日	第5回調整会議
令和3年2月25日	市長へ答申
令和3年3月22日	庁議へ付議(「計画」決定)

2. 第5次石垣市障がい者福祉計画・第6期石垣市障害福祉計画・第2期石垣市障害児福祉計画策定委員会設置要綱

令和2年7月9日
石垣市告示第138-1号

(設置)

第1条 第5次石垣市障がい者福祉計画、第6期石垣市障害福祉計画及び第2期石垣市障害児福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、第5次石垣市障がい者福祉計画・第6期石垣市障害福祉計画・第2期石垣市障害児福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定に関する施策の意見集約及び調査研究、企画立案に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

2 任期中において、委員の交代があった場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(支援者の同席)

第7条 委員長は、委員及び前条第4項の規定により会議に出席した者が障がい者である場合に、当該委員及び出席者の障害特性により必要があると認めるときは、当該委員の介助、発言の補助その他必要な支援を行う支援者を会議に同席させることができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、設置の日から計画が策定された日までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、第9条に規定する委員会の設置期間の満了の日限り、その効力を失う。

第5次石垣市障がい者福祉計画、第6期石垣市障害福祉計画・第2期石垣市障害児福祉計画
策定委員会 名簿

No.	氏名	所属（役職等）	備考
1	津 嘉 山 航	株式会社ゆにばいしがき（代表取締役）	委員長
2	上 原 秀 政	八重山地区医師会（会長）	
3	玉 城 正 博	八重山福祉事務所（福祉班長）	
4	古 我 知 博 樹	八重山特別支援学校（校長）	
5	石 垣 里 八	石垣市身体障がい者団体協議会（会長）	
6	大 濱 守 哲	八重山精神療養者家族会「やらぶの会」（会長）	
7	山 田 善 博	八重山地区手をつなぐ育成会（会長）	
8	新 田 健 夫	石垣市社会福祉協議会（会長）	
9	島 尻 寛 雄	石垣市民生委員児童委員協議会（会長）	
10	大 泊 浩 仁	社会福祉法人 若夏会（施設長兼事務長）	
11	徳 小 百 合	合同会社 RUCA 放課後等デイサービス 寺子屋（所長）	
12	高 坂 正 則	福祉部長	副委員長
13	前 三 盛 敦	教育部 学校教育課長	

3. 石垣市障がい者福祉計画（ていだプラン）関係団体アンケート

（1）調査の状況

市内の障がい福祉サービス事業所及び保育施設など、障がいの市民や児童等に係る関係団体等に対してアンケート調査を行いました。障がい福祉事業所からは 11 件、児童関係施設からは 32 件の回答がありました。

児童関連施設の利用者の中に障がい児または発達の気になる子がいるかという問いに対して、87.5%が「いる」と回答しています。

利用者の中に障がい児または
発達の気になる子がいるか

項目	回答数	回答割合
いる	28	87.5%
いない	3	9.4%
無回答	1	3.1%
回答者数	32	100.0%

児童関連施設の回答から、利用対象者のうち「障がい手帳を持っている利用者」が 2.9%、「発達障がい診断を受けている利用者」が 5.1%、「小児慢性特定疾病等の医療費助成を受けている利用者」が 0.7%、「手帳や診断を受けていないが発達が気になる利用者」が 4.0%となっています。

石垣市障がい関係団体等アンケート（児童）

	回答数	回答割合
回答団体数	32	
利用対象者数	1,365	
障がい手帳を持っている利用者数	40	2.9%
身体	10	0.7%
知的	30	2.2%
発達障害の診断を受けている利用者数	69	5.1%
小児慢性特定疾病等の医療費助成を受けている利用者数	10	0.7%
手帳や診断を受けていないが発達が気になる利用者数	54	4.0%

（2）児童関連施設からの意見

①障がい児または発達が気になる子への支援における課題

保護者に対する支援等の充実	・「すこやか窓口」等進めるにあたり、保護者との信頼関係を十分に築いておく必要性を感じる。
	・保護者の心情理解と関係作り（連携）
	・気になる子の発達、課題について保護者の理解が得られない
	・気になる子の親とどのようにかかわっていけば良いか（親との関係作り/就学支援にうまくつけられない/親への支援の仕方）
	・子どもの家庭環境や月齢などにより、「このくらいの年齢の子はこんなもんだろう」と、とらえている保護者も多く、保護者に理解してもらうことが難しい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・気になるという姿が見受けられても、実際には親御さんの捉え方の問題なども生じてくるので、繋げられる機関まで行きません。年齢が低い段階で適切な対応が出来ないものかと現場はモヤモヤでいっぱいです。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「石垣市発達支援システム事業」の石垣市臨床心理士による保育施設巡回訪問での行動観察を7月7日に実施し、臨床心理士との情報交換で今後の支援の方向性などを指導して戴く機会となりました。クラスでの保育者間では共通理解し、保育を行っていますが、保護者の対応は家庭状況を踏まえた上で、段階的に進めていきたいと思っています。 ・発達の遅れを親に理解してもらうまでの親支援の難しさ。 ・保護者にとって気になる子とっていない場合の伝達の仕方。
一人ひとりの特性等に 応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる子に対して、どういう支援の仕方が良いのかわからない時。 ・言語の発達、理解 ・自分の思いが通らない時に大泣きする ・一斉活動（お集まりなど）が難しい ・「〇〇してから△△しようね」などの見通しがもてない ・本児のいろいろな事への興味・関心や意欲などを大切にしながら、集団の中での規範意識や道徳性を育てていくこと。特に安全面への配慮や課題であると考えている。 ・お友達に対して気づかせ方、接し方等々 ・集団に入れると他の子とのかかわり方が怖いときがある。 ・本来の年齢より2歳くらい幼いように感じる時がある
関係機関等のネットワ ークと情報共有の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・検診結果や療育手帳のあり/なしなどの情報の共有化。検診での気になる点や結果について園では把握が出来ない場合があるため、関連機関と情報共有できたらいいなと思う。（保健師さんから後程からTELがあったり、診断や手帳の交付について保護者が言わないなど園で分からない場合もしばしばある） ・早期療育にもっとお手伝いが出来れば、二次障害を回避しやすくなり、保護者も安心して子育てを楽しめると考えていますが、現状では就学前後に困っての相談、利用が多いです。児童発達支援をもっと活用して戴けるよう周知や繋げる機会を行政と連携して作れると良いと思います。 ・各関係機関との連携（学校とのつながりができると良い（個人差がある）） ・障がい児への配慮は支援員だけではなく、全職員で困り感を共通理解する

	<ul style="list-style-type: none"> ・専門機関へのつなげ方 ・一歳半健診等で言葉の遅れを指摘され、「保育園へ確認の電話をします」と言われた保護者が心配しているにもかかわらず、電話がなかったり、遅かったりすることが多いので連携が取れていないように感じる。忙しいとは思うが、気になる子がいる場合は早めの電話連絡（確認をお願いしたい） ・担任や加配の先生がいない時、（土曜日）本児が落ち着かなくなる平日、他クラスの先生と関わる時間を作っても、落ち着かなくてトラブルに発展することが多々ある。
保育士など人材の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・担任の保育士以外にその子のための補助保育士をつけてあげたいが、他クラスの担任が休暇を取る場合は、人手が足りなくなり、補助が付けられず、他園児とまとめて活動することになるため、丁寧な保育が難しい。補助が付けられても、専門的な勉強をしているわけではないので、担任と共に試行錯誤しながら保育している。 ・障がいと認定された子への加配の確保の保障をして欲しい。 ・難聴児がいますが、手話のできる支援員を配置してもらい、とても助かっています。 ・障がい児の加配保育士においては、無資格の保育補助での対応となっておりますが有資格者が望ましいと思います。障がいのある子は健常児に比べるとやはり特別な配慮が必要です。また、障がいのある子も保育の計画も作成し計画に沿って保育が進められています。そのようなことを考えると有資格者での知識を持った保育士を加配として付けてもらえることを強く望みます。 ・必要な場面によって補助が複数名、必要だと感じることもある。 ・職員体制の維持（継続して働くことが出来て欲しい）（賃金アップ） ・診断を受けている子へは加配が付くが、判断が付かない子への加配を付けるのが厳しいのが現状です。（保育士不足）
巡回相談など専門的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児や発達が気になる子への支援として石垣市の相談窓口を通して巡回相談を利用させていただきました。大変お世話になり、ありがとうございます。今後も臨床心理士を通して、子育て支援、保育者への支援を続けて欲しいです。 ・継続的なパイプ——例えば×ヶ月に一回の巡回など、ある程度継続的に情報交換できる関係が保護者/施設/担当機関であるとより相談もしやすくなると思う。また、できれば担当者も変わらないような形がありがたい。

	<ul style="list-style-type: none"> 市社会福祉協議会のひまわり巡回支援やウィズトークスなど保育所を巡回してくれるのでとてもありがたいです。それを今後親支援に繋げていくための受け皿（誰でも気軽に参加できる企画など）を増やしてほしいと思います。
	<ul style="list-style-type: none"> 巡回相談の時期が遅い
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な巡回で支援の在り方などについて知らせてもらえると対応しやすくなる 専門家（相談機関）につなげたいが、こういった所があるのかよく知らない。 障がい福祉課でどのような手続きをするのか知りたい。
研修等を通じた人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識の学習と職員の共通理解 定期的に石垣市から助言を受け関わりを持っていますが、更に実践的なかわり方の方法などを学びたいです。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 就学発達支援の締め切りが早いのでは。進級し、担任が変わって、クラス運営が落ち着かない中での就学支援要請になっています。 障がい児の受け入れ等は、できれば公立で対応して欲しい 発達障害と愛着障がいの判断→不注意や衝動心理、コミュニケーションの難しさなどが特徴とされるが、しかし家庭環境や心理的、身体的ストレスによっても引き起こされることがあるので、判断が難しい。 ADLの自立

②自由意見（障がい児等）

安全で安心な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 小さい子供が安心して遊べる公園や雨天時の遊べる施設を増やしてほしいです。（以前、屋内球技場に来ていたバルーンの遊び場みたいな…） 安心安全に暮らせる地域 居心地のいい安全な環境 生活しやすい環境 バリアフリー 集合施設のエレベーター設置（一階から）
支え合いの地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 皆が人の違いを認め合いながら、お互いが足りない部分をサポートしてすべての人が住み良い地域になって欲しい。 福祉にやさしい地域、石垣市になって欲しい。

	<ul style="list-style-type: none"> • 子供たち一人一人の育ちを見守っていく温かい地域であって欲しいと思います。 • 中央の後追いではなく、豊かな自然と温かい地域性を生かした”他にない”石垣らしい福祉（今ある良さを守ってほしい） • 親が孤立せず、地域で見守る • 地域でその子を育てていくと言う雰囲気
障がい等に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 皆違って皆良い。地域や学校の寛容さを失わないで欲しい。また、学力や規律重視の流れ等 • 発達支援に対する関心の高さと障がいのある子への理解が得られる地域であって欲しい。皆で共に考える。 • 支援を受けることが他者に気兼ねなく、出来る状況になって戴きたい。偏見はまだまだあるかと思われませんが、悩んだその時、直に関係機関へ繋がるポイントとなる状況であって欲しいと考えます。 • 障がいがある、なしに関係なく、差別のない社会となって欲しい。 • 地域の障がいを持っている子が園に遊びに来たり、他児と交流を図ったり等が気軽にできるといい。
研修等を通じた支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 「気になる子」決めつけの目で見るとはではなく、その子にどんな発達の促しが必要なのかなどの視点で寄り添いの援助（気兼ねなく）が出来る場が欲しいです。 • 障がい児研修が少ないと思います。研修会を開催お願いします。 • 障がい児や、発達が気になる子の保護者の方への支援にも、もっと力を入れて戴くと更に素晴らしいと思います。
情報共有とネットワークの充実等	<ul style="list-style-type: none"> • 検診（1歳、3歳児）保育園と担当者、発達・発育を共有してはどうかと思う。 • 園としても、気になる子がいる場合は臨床心理士さんに来てもらったり、検診でしっかり見てもらえるようお願いしているので、検診の場でも気になる部分があれば、「この部分の発達が気になるので、保育園とも連携しながら発達を見て行きましょう」という事を伝えて欲しい。低年齢では診断が難しく、様子を見ていくしかできないとは思いますが、「この部分が気になる」と伝えて貰う事により、保護者も子供の様子をしっかり見つめなおすきっかけにもなり園としても保護者に伝えやすい部分が増えてくると思う。市、園、家庭、そして医療機関でしっかり連携を取る事で早めの支援に繋がっていくと思う。

雇用、就労環境の充実	・仕事をして収入が得られる職場づくり
住まいの確保	・病気で身体的に大きな不自由を抱えた家族がいる職員がいるが、入所施設や住宅確保の面で、大きな困りがある。障がい者（家族）向けの公営住宅のような施設が必要なのではないかと思った。
その他	・障がい福祉課と言う名前が相談しにくい雰囲気を作っているのではと思う。
	・子育て支援センターを増やして欲しい。理由：子育てしている保護者が気軽に自分の子どもについて、相談出来たり、調べることができる環境があると良いなと感じました。

（3）障がい福祉事業所からの意見

①事業所における課題

<ul style="list-style-type: none"> ・事業所間の情報共有、交換時に確認を進めていきたい <p>例）本人の就労能力の充実以前に在籍事業所への連絡などなく、一般就労を支援、結局、早期離職してしまったケース有</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・A型事業所として同業他社との横の繋がりが希薄
<ul style="list-style-type: none"> ・団体間の交流はありません。あった方がよいと思います。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化、高齢での入社→一般就労率の低下
<ul style="list-style-type: none"> ・親亡き後、自分らしく生きていけるよう自立を支援している。サービスを利用しながら、自立して生きて欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業における収益の向上（コロナの影響により非常にきびしい）

②相談体制について今後望むこと

<ul style="list-style-type: none"> ・計画書作成は支援のスタートライン、以降の相談受け入れ、対応にも力を入れて欲しい
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急を要する場面での相談支援員の協力
<ul style="list-style-type: none"> ・自分でプランが立てられる障がい者は、どんどんセルフプランに切り替えて、そうすれば相談員の負担が軽くなり、困りごとの多い障がい者や新規の方が、相談しやすい状況が作れる。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童を扱う相談員の減少に伴い、セルフプランが導入されることで保護者と事業所間で生じる問題に対応できるようにして欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者本位を中心とした体制づくりや助言 <p>例）利用者に「支援者の都合に合わせるように」と担当相談支援が発言と当事業所に相談有</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援員が長く続かない（支援員の心のケア相談）などを設置し、相談員が辞めない方法を考える、増やすには何が問題なのかを明確にして欲しいです。相談員が足りなくて事業所は困っています。

<ul style="list-style-type: none"> ・「相談体制」では具体的に誰と誰を（組織？ 個人？）指しているのでしょうか？
<ul style="list-style-type: none"> ・セルフプランは自分で計画を立てるとはいえ、助言があった方がより良い充実した日常生活が送れると思うので、セルフプランの人が利用した事業所にはサポート料とは～円と石垣市で定めて戴きたい。

③地域との交流について

<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まつりのような機会を作っていく（大がかりでなく、小さなバザーなど）
<ul style="list-style-type: none"> ・むゆる館を利用して何かアクションをして欲しい。
<ul style="list-style-type: none"> ・社協の地域福祉推進係と連携し、障がい者と地域のサロンを作ったらどうでしょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・施設交流会、夕涼み会、ハロウィン仮装行列等（今年度はコロナ感染予防のため開催できなかったり縮小している）
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスによる、沖縄県緊急事態宣言が解除し1ヶ月余り、創作活動の一環で毎月、ボランティア清掃に取り組んでいる。今後はオンライン（Zoom、line等）を使った、地域交流に取り組む予定。
<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんど交流はない状態です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアで地域清掃活動をしている。
<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ「しあわせこいこい」で地域住民の方としあわせさまさまの利用者が販売活動を通して交流している
<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの一環で月一回のペースでお買い物に行き、お店の方との交流を図ったり、散歩のときの挨拶を率先して行っている。また、長期休みを利用し、施設交流会、夕涼み会などのイベントへ招待するなどしている。

④障がい者に対する社会の理解について

■理解は進んでいる（2事業所）

<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する社会問題があるからこそ、少しずつではあるが理解に向け動いていると感じている。
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方に障がいのある人が頑張っている姿を見て戴き、理解を深めて戴いている感触がある。販売活動において障がいのある人とない人の心のバリアフリーが実現しているように感じる。

■どちらともいない（3事業所）

<ul style="list-style-type: none"> ・施設外就労受入企業数増加（現在はやむを得ないが）、情報量や「施設外就労とは」の理解も同様に進んでいる実感がない、社会的には3年前、5年前より少しずつ理解は進んでいるように思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・以前に比べると進んでいる部分はあるが、一方でまだ十分ではない部分もある地域差や個人差も大きい。
<ul style="list-style-type: none"> ・まだまだ偏見の眼差しがみられるため

⑤優先的に取り組むべき課題とは

• 相談支援員の資質向上
• 各支援事業所の役割分担及びそれぞれの自覚
• ジョブコーチの八重山地区での採用及び就労支援の充実
• 親なき後、今石垣市はグループホームが少なく自立したくてもできない利用者の声をたくさん聞きます。グループホームを増やして下さい。
• 気になる子（障がい児）の切れ目ない支援 保育所（幼稚園）→小学校→中学校→高校→大人
• 会員同士や団体間での交流の機会
• 事業所として考えるならば、安定した収益の確保と待遇の改善
①身体や知的障害の人は外見で解りやすいのですが、精神障害の方は理解されにくいので発達障害や様々な精神障害の勉強会や講演会を一般の人向けに聞いて多くの人に苦しみを理解してもらいたい。また一人でも多くの希望する若い障がい者が一般企業で働けるように環境を整えて欲しい。
②生活保護者の家賃扶助の上限額を上げて欲しい（石垣市は家賃が高いので）。現在、老朽化したアパートで利用者は二名住んでいますが、天災地変が起きると心配です。中々家賃の安い物件は見つかりません。
• 高校を卒業した児童の就職先が少ない（一般就労、障がい者雇用先がほとんどない）
• 児童のショートステイ先が少なすぎる。

（４）障がい者団体からの意見

①団体における課題について

PR活動を積極的に行っていきたい。
地域の整備の開発、保全の方針、市町村マスタープラン

②優先的に取り組むべき課題

地域環境の考え方と目標。高齢化社会に対応する地域の中で暮らしていけるまちづくりの一環として、日常生活の中で参加し、自立できること、また、きびしいとなりました。団地に何回も申し込みしたが断られて帰る時もある。住みたいまちに暮らすには高齢者や障がい者などにとっても住みやすいまちづくりを

③支援について今後望むこと

移動制約者のニーズに応じる交通機関。道路、公園など公共的な事業計画があること。団地への入居について、障がい者たちを優先にしていきたい。

④地域との交流、障がい者への理解について

学校での交流や「福祉講話」などの実施。ボランティアを積極的に行う。
障がい者に対する社会の理解は進んでいない。ノーマライゼーションのまちづくり

⑤その他

高齢者や障がい者の安全面に着目し、スロープや手すりを設置する。